

第1 現状及び課題

1. 銚田市の概要について

(1) 銚田市の位置等	1				
ア. 位置	イ. 隣接自治体	ウ. 市域	エ. 面積	オ. 地形等	
(2) 銚田市の人口等	2				
ア. 人口	イ. 世帯数	ウ. 人口分布	エ. 人口構成		
オ. 将来人口推計					
(3) 銚田市の財政状況	5				
ア. 令和4年度決算状況	イ. 基金・市債の状況				
ウ. 財政健全化指標の推移等					
(4) 銚田市の主要な交通網	1 1				
ア. 高速道路	イ. 国道・県道	ウ. 鉄道	エ. 路線バス		
オ. デマンド型乗合タクシー					
(5) 銚田市の生活圏	1 3				
ア. 消費活動	イ. 余暇活動				
(6) 銚田市の用途区域	1 4				
(7) 銚田市の農業振興地域制度	1 6				
(8) 銚田市の災害想定区域	1 7				
ア. 洪水・津波	イ. 土砂災害	ウ. 東日本大震災の被災状況			
(9) 銚田市の交通等の変遷について	2 0				
(10) 銚田市の各種統計指標の県内順位	2 9				

2. 本庁舎の現状及び課題について

(1) 本庁舎及び総合支所の概要	3 0				
ア. 建物概要等	イ. 本庁舎のフロア図	ウ. 本庁舎の工事等履歴			
(2) 本庁舎の耐用年数等	3 4				
(3) 本庁舎のコンクリート圧縮強度	3 4				
(4) 本庁舎の構造耐震指標 (Is 値)	3 5				
(5) 本庁舎の課題	3 6				
ア. 建物の安全性	イ. 市民サービス	ウ. 執務環境			
エ. 職員アンケート					

3. 公共施設の現状及び課題について

(1) 銚田市公共施設等個別施設計画	4 3				
ア. 背景・目的	イ. 位置づけ	ウ. 対象施設	エ. 削減効果		
オ. 公共施設等適正配置の基本方針	カ. 長寿命化の方針				
(2) 公共施設の配置状況	4 7				
(3) 公共施設の課題	4 8				

第2 上位関連計画での位置づけ

1. 社会動向について

- (1) 社会の潮流 49
 - ア. SDGs イ. カーボンニュートラル ウ. Society 5.0
 - エ. 自治体DX
- (2) 暮らしの潮流 50
 - ア. 人口減少・少子高齢化の進行
 - イ. 若い世代や子育て世代に対する支援の必要性
 - ウ. 安全・安心に対する関心の高まり
 - エ. 暮らし方に対する意識の多様化
 - オ. 生活圏域の広域化と行政の広域化
 - カ. 地域の継承に対する問題の顕在
 - キ. 社会資本の老朽化

2. 上位関連計画との整合性について

- (1) 第2次銚田市総合計画後期基本計画 51
 - ア. 計画内容 イ. 本事業に関する記載内容
- (2) 銚田市都市計画マスタープラン 52
 - ア. 計画内容 イ. 本事業に関する記載内容
- (3) 銚田市公共施設等総合管理計画 52
 - ア. 計画内容 イ. 本事業に関する記載内容
- (4) 銚田市公共施設等個別施設計画 52
 - ア. 計画内容 イ. 本事業に関する記載内容

第3 新庁舎整備の必要性

1. 新庁舎整備の必要性について

- (1) 建物の安全性の確保 53
- (2) 市民サービスの向上 53
- (3) 執務環境の向上 53
- (4) その他 53

2. 新庁舎整備にあたっての考え方

- (1) 市の方針 54
- (2) 新庁舎の整備の考え方 54

第1 現状及び課題

1. 銚田市の概要について

(1) 銚田市の位置等

ア. 位置

銚田市は、太平洋に面する茨城県鹿行エリアの最北部から中央部にかけて位置し、県都水戸市、鹿島臨海工業地帯まではいずれも30km圏内、筑波研究学園都市まで50km圏内、首都東京まで90km圏内にあります。

イ. 隣接自治体

北は茨城町、大洗町が隣接し、西は小美玉市、行方市、南は鹿嶋市、東は鹿島灘に接しています。

ウ. 市域

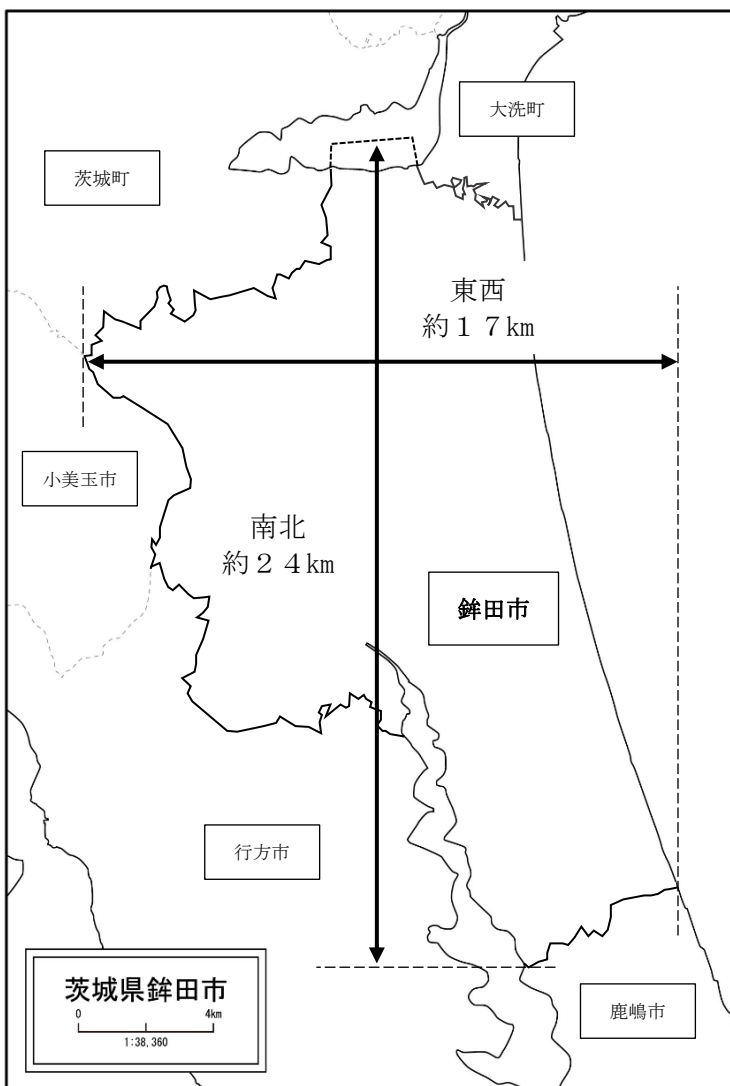
南北に約24km、東西に約17kmとなっています。

エ. 面積

207.60km² (県面積の3.4%)

オ. 地形等

東部沿岸を鹿島台地、南西部を行方台地が形成し、その合間にある新銚田駅周辺を中心市街としています。また、銚田川や巴川、大谷川が流れ、その流域には水田が広がり、北は涸沼、南は北浦、東は鹿島灘に接しています。



(2) 銚田市の人口等

ア. 人口

47,018人 (令和5年12月1日現在 住民基本台帳ベース)

44,698人 (令和5年10月1日現在 常住人口調査ベース)

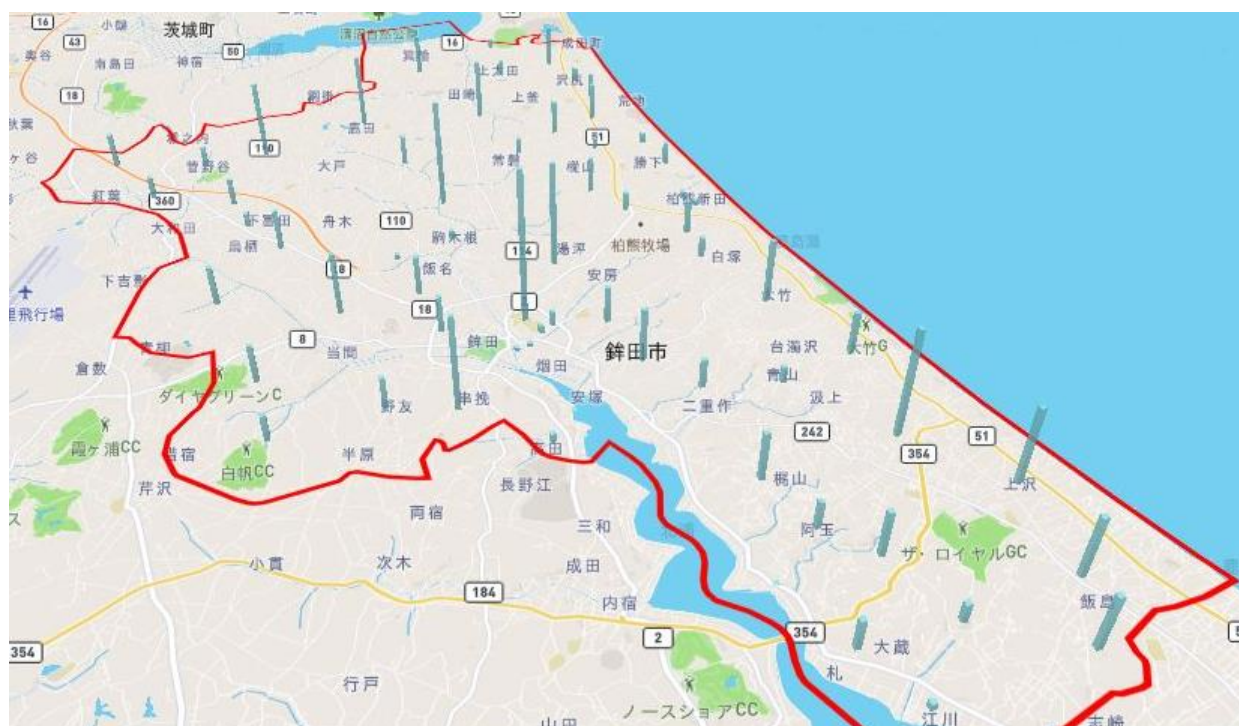
イ. 世帯数

21,741世帯 (令和5年12月1日現在 住民基本台帳ベース)

18,930世帯 (令和5年10月1日現在 常住人口調査ベース)

ウ. 人口分布

銚田市の可住地面積は県内5番目の広さとなっており、市全域の73%(約151.6km²)を占めています。そのため、人口分布も全域に分散しています。



出典:My City Forecast

【市内で人口の多い地区(上位10地区)】

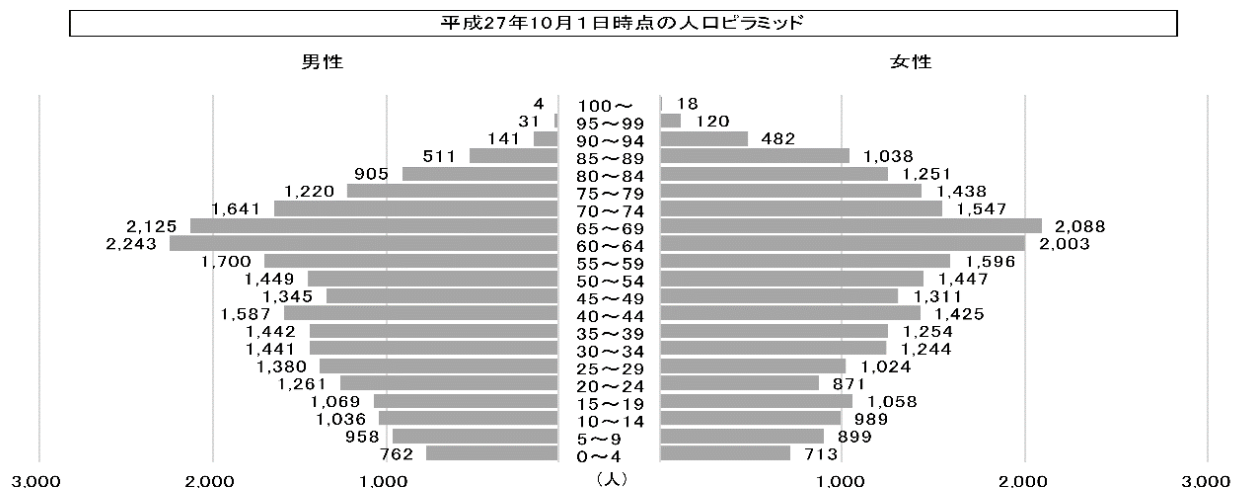
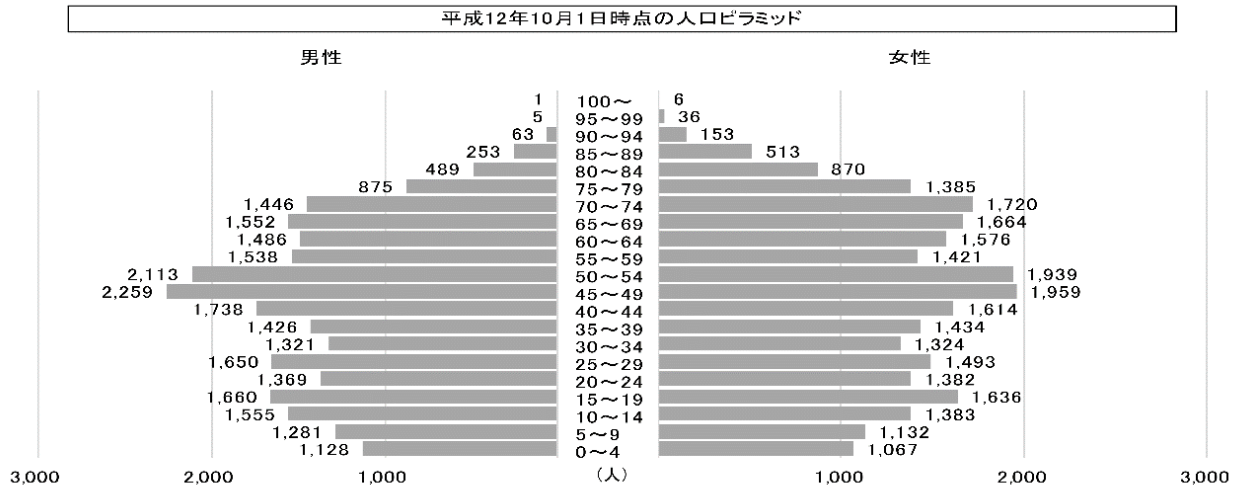
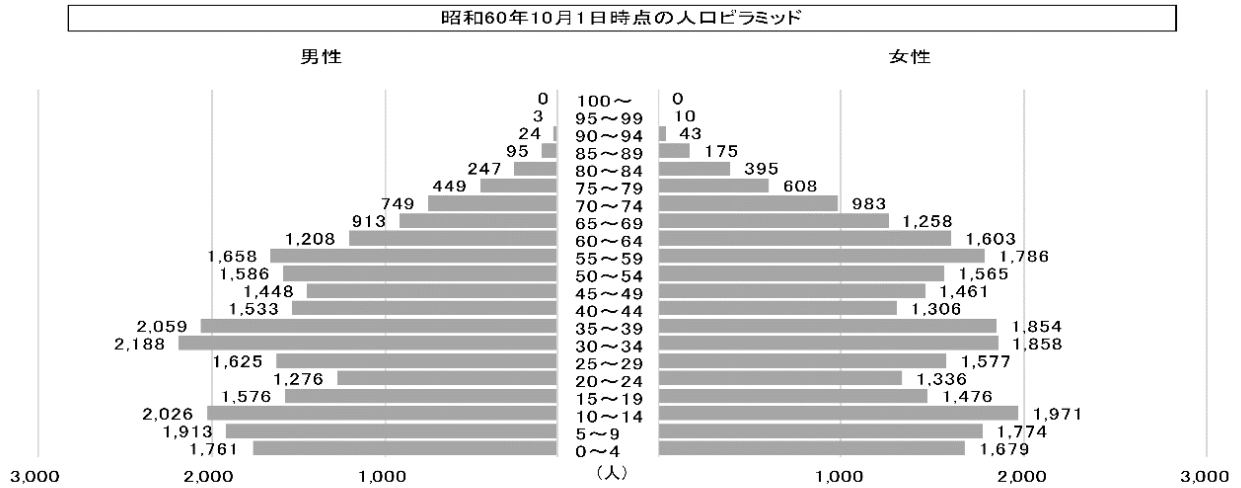
	地区名	人数		地区名	人数
1	銚田	2,775	6	串挽	1,701
2	徳宿	2,200	7	鹿田	1,683
3	汲上	2,193	8	上沢	1,489
4	安房	1,799	9	造谷	1,420
5	舟木	1,747	10	大竹	1,281

(令和5年12月1日現在 住民基本台帳ベース)

エ. 人口構成

銚田市の人口構成については、年少人口（15歳未満）が大きく減少し、平成27年には割合が11.1%まで低下しています。一方、老年人口（65歳以上）は、大きく増加し、割合は30.2%になっています。この割合は茨城県平均と比較しても高い状況です。

また、老年人口の増加とともに総人口の減少があるため、生産年齢人口の割合も減少しています。人口ピラミッドとしては逆三角形となっており、少子高齢化を示しています。



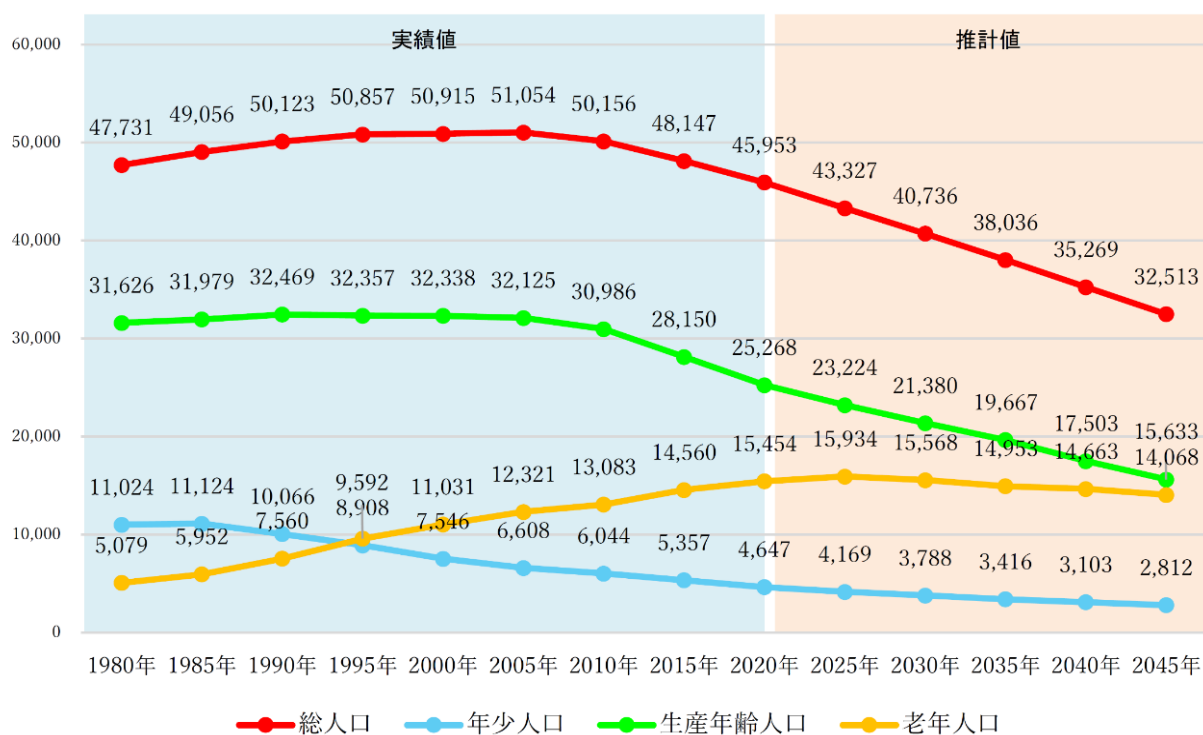
出典: 国勢調査

オ. 将来人口推計

旭村、銚田町、大洋村が合併し、銚田市が誕生した2005年（平成17年）の51,054人をピークに、その後は人口減少が進み、15年間で約5,000人減少し、2020年（令和2年）で、45,953人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、銚田市の人口は、約20年後の2045年（令和27年）には、さらに約32,500人まで減少（令和2年比で13,440人の減少）すると予想されています。

また、老年人口は横ばいで推移すると予測されますが、生産年齢人口及び年少人口は大きく減少すると予測されています。年少人口の減少傾向が継続するため、人口増加に転じることは難しく、減少傾向は続くと予測されます。



【出典】 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

【注記】 2025年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（平成30年3月公表）に基づく推計値。

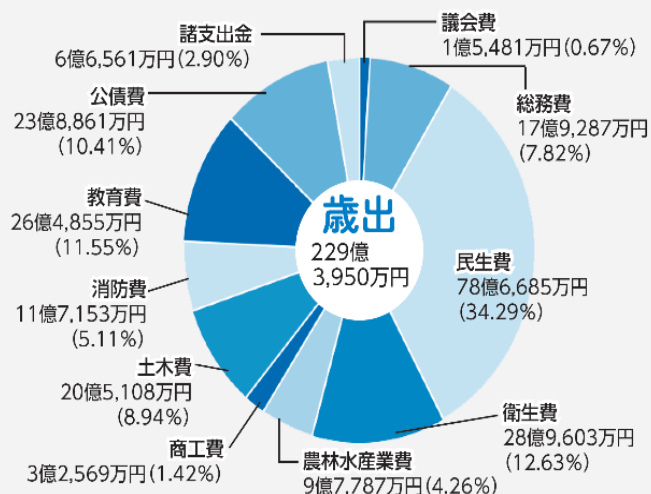
(3) 鉾田市の財政状況

ア. 令和4年度決算状況

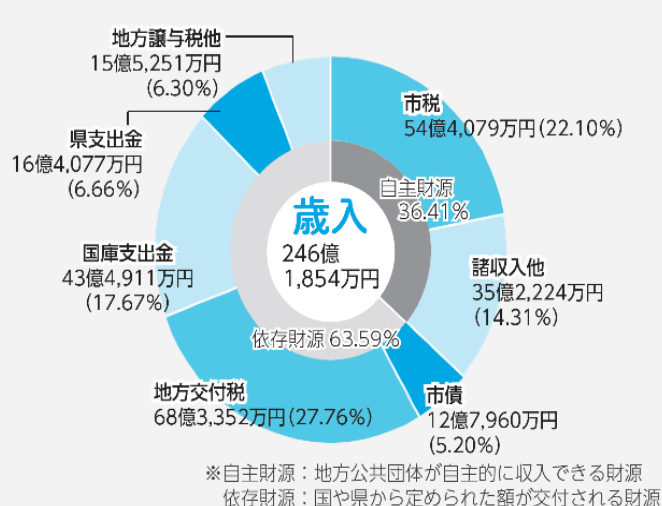
一般会計 福祉や教育、道路整備、環境対策、農業振興などを行うための基本的な経費の会計です。

令和4年度の一般会計決算については、物価高騰対策として電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業が増となったものの、子育て世帯等臨時特別支援事業や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業等の減により、決算規模として歳入は前年度比8.3%減、歳出は前年度比9.7%減となりました。

一般会計の決算額は、歳入総額246億1,854万円、歳出総額229億3,950万円となり、歳入歳出差引額から翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた実質収支は12億3,545万円となりました。



歳出の区分	内 容
議会費	議会の運営のための経費
総務費	庁舎や財産の維持管理、税金の徴収、戸籍、選挙などの経費
民生費	高齢者や障害者の福祉サービス、子育て支援、生活保護などの経費
衛生費	健康診査や予防接種、ゴミやし尿処理などの経費
農林水産業費	農林水産業の振興を図るための支援や生産基盤整備などの経費
商工費	商工業の育成や観光の振興などの経費
土木費	道路や公園の整備・維持管理のための経費
消防費	防災活動や消防活動、消防車両の整備などの経費
教育費	学校教育、生涯学習の充実、文化・スポーツの振興などの経費
災害復旧費	災害により被災した施設などを復旧するための経費
公債費	市の借入金(市債)を返済するための経費
諸支出金	基金積立金や他の支出科目に含まれない経費



歳入の区分	内 容
市 税	市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税など(●下表参照)
諸収入他	市施設の使用料、住民票などの交付手数料、保育所の保育料、前年度繰越金、特別会計からの繰入金など
市 債	市が大きな事業を行うにあたり必要な財源を国・銀行などから調達する借入金
地方交付税	国税(所得税・法人税・酒税・消費税・地方法人税)の一定割合を財源として、一定水準の行政サービスが受けられるよう国から交付されるお金
国庫支出金・県支出金	特定の事務事業に対して国や県から市に交付されるお金
地方譲与税他	国や県が徴収した税の一部が市に配分されるお金。自動車重量税、地方消費税交付金など

●市税の状況

区 分	決算額 (千円)		増減率 (%)	
	令和4年度	令和3年度		
市 税	市民税	2,234,933	2,208,461	5.7
	個人	2,168,546	2,046,005	6.0
	法人	166,387	162,456	2.4
	固定資産税	2,425,566	2,321,368	4.5
	軽自動車税	196,020	189,073	3.7
	たばこ税	443,376	425,683	4.2
	入湯税	40,899	31,579	29.5
合計	5,440,794	5,176,164	5.1	
徴収率(現年)	98.4	98.5	△0.1	

市民税及び固定資産税など市税全体が増加したため、前年度比2億6,463万円(5.1%)の増となりました。

企業会計 地方公営企業法の適用を受ける公営企業の会計です。

(単位：千円)

会計名	収益		資本	
	収入	支出	収入	支出
水道事業会計	1,180,642	1,157,774	110,078	604,206
下水道事業会計	282,176	268,034	273,284	376,099

(市広報令和5年10月号より抜粋)

イ. 基金・市債の状況

■基金・市債の状況

一般会計における基金（貯金）の積立状況

基金は「市の貯金」です。特定の目的のため、計画的に資金を積み立て、財産の維持や事業費の財源などとするためのものです。（単位：千円）

基金の名称	基金設置の目的	令和4年度末 現在高	前年度末 比較
財政調整基金	災害や緊急を要する支出、財源不足への備え	4,462,816	△ 298,273
減債基金	地方債の償還	1,523,090	70,383
公共施設整備基金	公共施設の整備	6,899,665	73,981
ふるさと創生事業基金	歴史・文化を生かしたふるさとづくり	480,746	△ 254,806
地域づくり基金	合併後の市の振興	2,081,890	6,562
まちづくり基金	駐留軍の再編による負担の軽減	6,684	△ 470
地域防災基金	防災関連施設の維持管理	30,395	△ 8,400
地域福祉基金	高齢者保健福祉の推進、民間福祉活動への助成	7,716	0
地域雇用創出推進基金	地域における雇用創出	220,721	△ 5,950
スカイタウン団地施設基金	スカイタウン団地内施設の維持管理	20,405	4
特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金	防衛施設周辺の生活環境改善	95,754	42,254
子育て支援基金	子育て世帯の経済的負担の軽減	384,870	△ 29,851
再編関連訓練移転等交付金事業基金	駐留軍の再編による負担の軽減	0	△ 5,433
森林環境譲与税基金	森林整備、森林利用の促進	20,377	2,665
企業版ふるさと納税基金	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業	8,010	0
学校施設整備基金	学校施設の整備	735	735
定額運用基金	土地開発基金、石上福祉資金貸付基金、収入印紙等購買基金	495,104	156
合計		16,738,978	△ 406,443

市債現在高の状況

市債は「市の借金」です。財政上必要とする資金を外部から借入れ、長期にわたり返済をすることで世代間の負担の均衡を図ります。（単位：千円）

市債	市債の概要	令和4年度末 現在高	前年度末 比較
合併特例事業債	市町村の合併に伴い特に必要とする事業のため借入れられる地方債	5,185,743	△ 343,320
学校教育施設等整備事業債	公立の小中学校等の整備事業のため借入れられる地方債	1,423,268	△ 25,667
公共施設等適正管理推進事業債	公共施設等の適正な管理を推進する事業のため借入れられる地方債	2,755,584	157,684
緊急防災・減災事業債	緊急に実施する必要性が高い防災、減災対策のため借入れられる地方債	718,865	△ 111,318
臨時財政対策債	地方交付税不足分の一部を地方自治体が借入れられる地方債	8,097,976	△ 663,814
その他	災害復旧事業債、緊急自然災害防止対策事業債、減収補填債など	4,135,887	△ 29,362
合計		22,317,323	△ 1,015,797

※市では有利な地方債を積極的に活用しているため、市債現在高の約7割は地方交付税で交付されます。

■特別会計

特定の事業を行うために一般会計と区別して処理する会計です。（単位：千円）

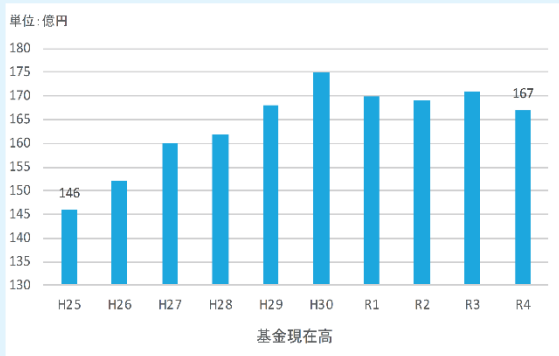
会計名	歳入	歳出
国民健康保険特別会計	6,940,366	6,933,047
後期高齢者医療特別会計	657,162	643,401
介護保険特別会計（保険事業勘定）	5,140,638	4,910,688
介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）	20,611	14,628
農業集落排水事業特別会計	236,731	221,910

（市広報令和5年10月号より抜粋）

①基金・地方債の残高推移

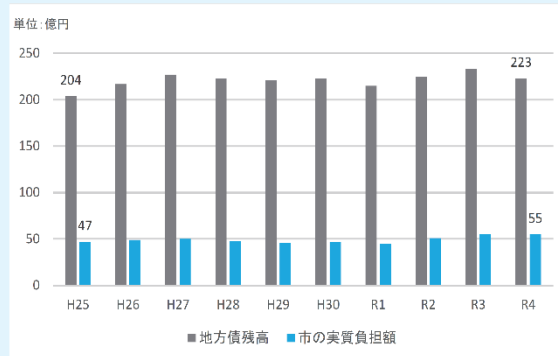
●基金

基金とは、いわゆる市の貯金です。災害等の緊急的な支出や、特定の目的のために資金を積み立て、運用しています。



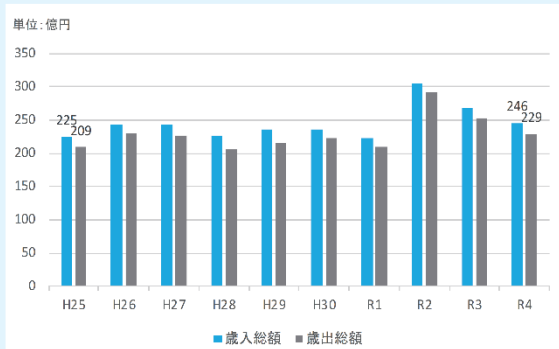
●地方債

地方債とは、いわゆる市の借金です。大規模な事業を行う際などに、毎年度の財政負担を平準化し、計画的に支出するために必要な資金を国や銀行等から借り入れています。



●上記グラフの通り、基金については10年で現在高を増やすことができました。一方、地方債についても大規模事業の実施等により増加しているものの、銚田市では、有利な地方債を積極的に活用しており、地方債残高の約7割は地方交付税として国から交付されるため、市の実質負担額は約3割となっています。そのため、基金現在高が地方債の実質負担額を上回っている状況です。

②歳入・歳出決算額の推移



●過去10年間、さまざまな事業を実施してきましたが、上記グラフの通り、毎年歳入額が歳出額を上回っており、黒字が継続している状態です。

③財政判断指標（健全化判断比率）

健全化判断比率とは、赤字等の程度を指標化して、財政状況の健全度を表したもので、下記の4項目で構成されます。

- ・実質赤字比率
 - 一般会計における赤字の割合
 - 銚田市→赤字はありません
- ・連結実質赤字比率
 - 市の全会計（一般・特別・企業会計）における赤字の割合
 - 銚田市→赤字はありません
- ・実質公債費比率
 - 地方公共団体の借入金の返済額の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの
 - 銚田市→改善を行う必要があると判断される基準を下回っています。したがって、銚田市の財政は健全であると言えます。
- ・将来負担比率
 - 地方公共団体が抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの
 - 銚田市→該当ありません（将来負担する地方債残高等の負債よりも、基金等の充当可能財源が上回っています。）

（市広報 令和6年1月号より抜粋）

ウ. 財政健全化指標の推移等

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づき、毎年度決算に伴い、「財政判断指標（健全化判断比率）」を算定しています。

令和4年度決算に伴う健全化判断比率は以下のとおりです。なお、令和4年度決算においても、全ての項目で早期健全化基準を下回り、健全な財政状況を維持しています。

また、平成25年度から令和4年度までのそれぞれの健全化指標の推移においても、全ての項目で早期健全化基準を下回っています。

(%)

	銚田市 (R4)	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	12.92	20.00
②連結実質赤字比率	—	17.92	30.00
③実質公債費比率	9.1	25.0	35.0
④将来負担比率	—	350.0	—

①実質赤字比率・・・自治体の財政規模に対する普通会計の赤字の割合

(一般会計等を対象にした実質赤字の標準財政規模に対する比率)

②連結実質赤字比率・・・自治体の財政規模に対する普通会計及び国民健康保険などの特別会計や水道事業などの公営企業会計までを含めた赤字の割合
(全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合)

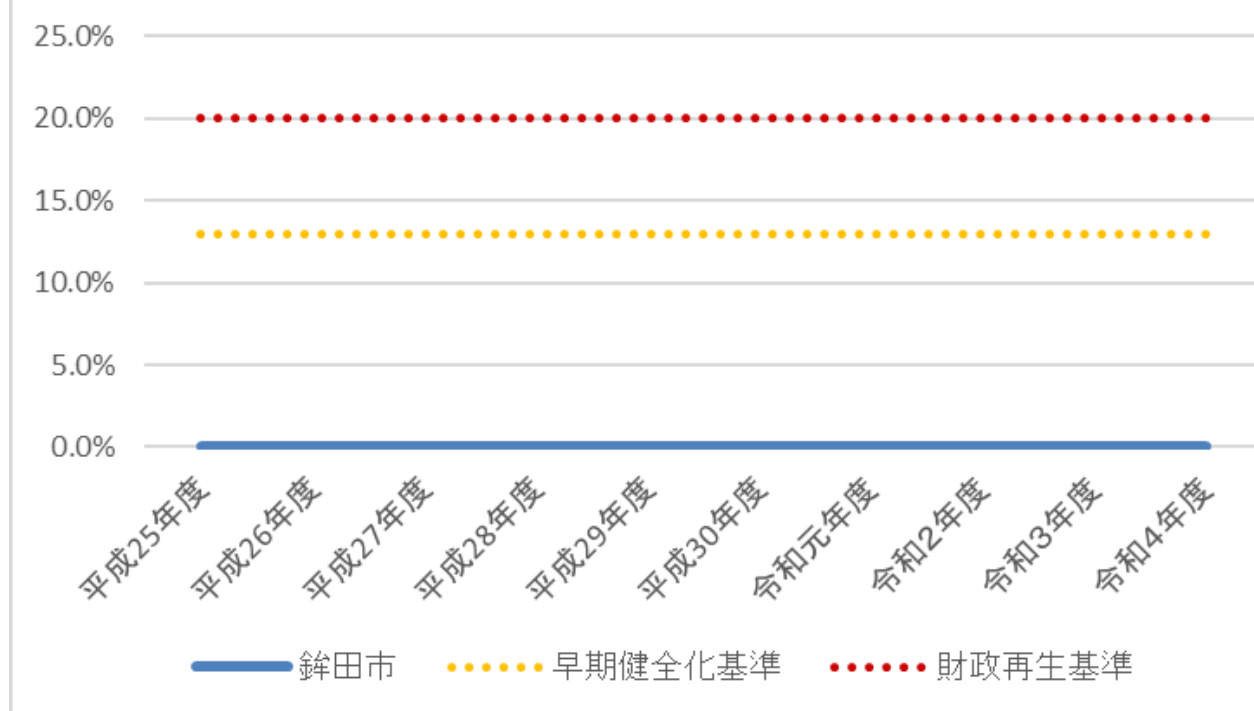
③実質公債費比率・・・自治体の財政規模の対する実質的な元利償還金などの割合
(一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準標準財政規模に対する割合)

④将来負担比率・・・土地開発公社、市出資法人、第3セクターまでを含めた、自治体の財政規模に対する将来負担すべき負債の割合
(一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模の対する比率)

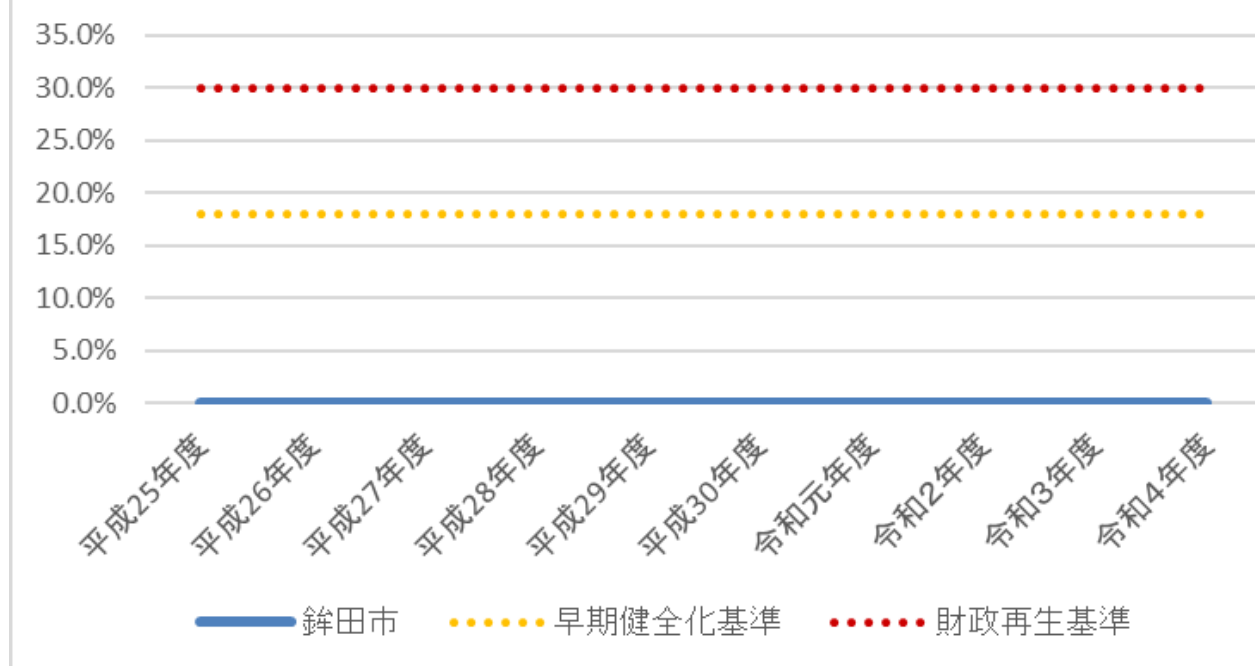
※早期財政化基準 — 4指標のいずれかが、この基準を上回れば、財政健全化計画を策定し、自主的の財政健全化に取り組まなければならない。

※財政再生基準 — 将来負担比率を除く指標のうちいずれかが、この基準を上回れば、国の管理下において、財政再生の取り組まなければならない。

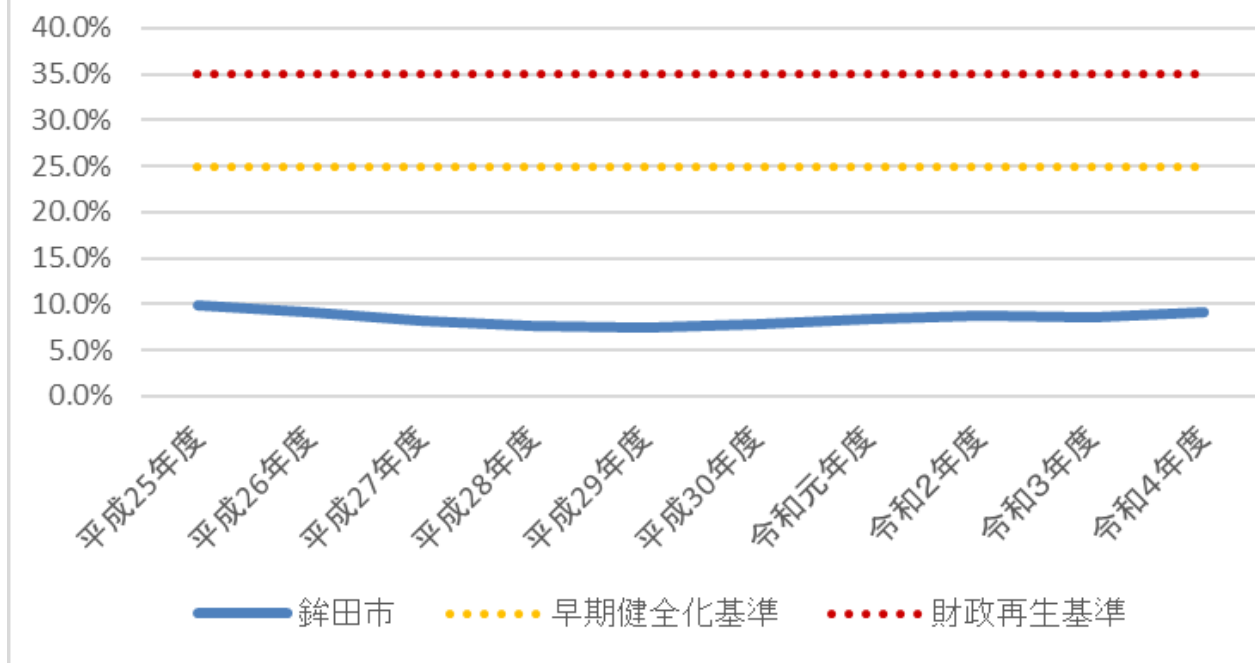
実質赤字比率



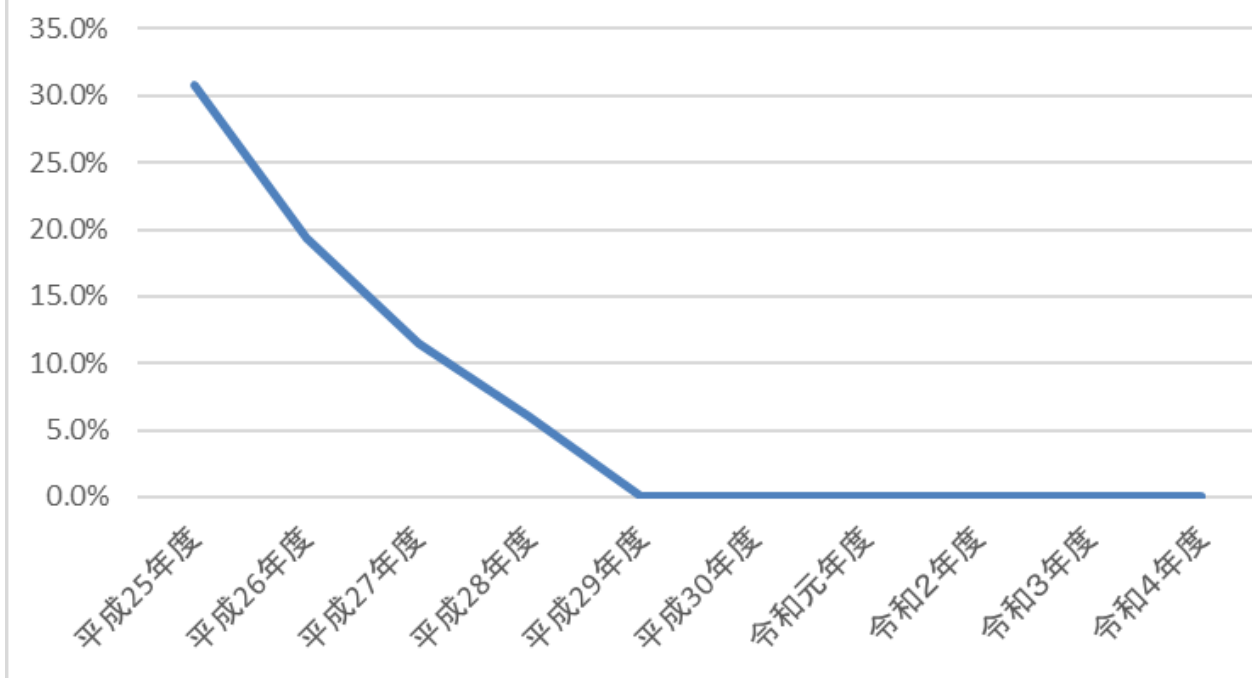
連結実質赤字比率



実質公債費比率



将来負担比率



(4) 銚田市の主要な交通網

ア. 高速道路

高速道路は、茨城町から銚田市、行方市、潮来市を通り、成田方面へ繋がる「東関東自動車道」が南北に通っており、銚田市内の「銚田 I C」まで開通しています。令和8年度頃までに、未開通となっている銚田 I Cから潮来 I Cまでの全区間が開通する予定となっています。

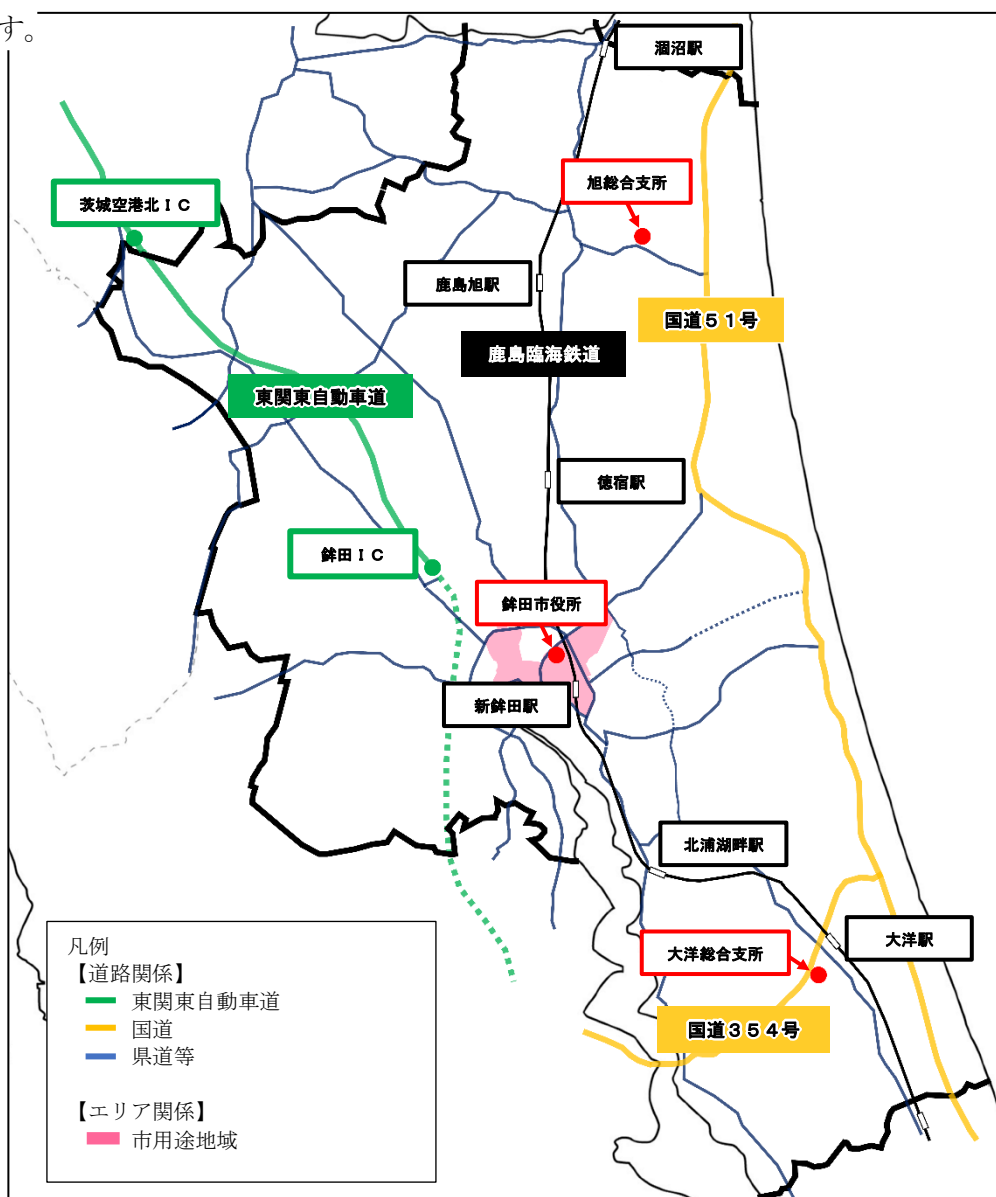
イ. 国道・県道

国道は、海沿いを南北に通る「国道51号」と、南部の大洋地区から国道51号を起点に西へ向かう「国道354号」が通っています。

県道は、南北に通る「下太田銚田線(県道114号線)」「銚田茨城線(県道110号線)」「茨城鹿島線(県道18号線)」「銚田鹿島線(県道242号線)」、東西に通る「大洗友部線(県道16号線)」「子生茨城線(県道115号線)」「水戸銚田佐原線(県道2号線)」「小川銚田線(県道8号線)」「大竹銚田線(県道182号線)」などが通っています。

ウ. 鉄道

鉄道は、市の内陸部を南北に「鹿島臨海鉄道大洗鹿島線」が通っており、市内には北から「涸沼駅」「鹿島旭駅」「徳宿駅」「新銚田駅」「北浦湖畔駅」「大洋駅」の6駅が設置されています。



エ. 路線バス

銚田駅を中心に、主に旧鹿島鉄道の路線に沿って石岡駅方面へのバス路線があるほか、一部水戸駅方面へのバス路線も通っています。また、東京駅や成田空港への高速バス路線も通っています。

オ. デマンド型乗合タクシー

市内全域で、デマンド型乗合タクシーの「ほこまる号」を運行しています。事前予約制で、他の人と乗り合わせて各目的地へ向かいます。目的地となる乗降場所は、駅や路線バス停、公共施設や医療機関など、市内に約150カ所設けられています。



(6) 銚田市の用途区域

都市計画法とは、都市計画に必要な事項について定めている法律です。都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用や都市施設の整備、市街地の開発などに関するルールが設けられています。銚田市における都市計画法に基づく区域等の指定は以下のとおりです。

■都市計画区域・・・指定なし（非線引き）

- ①中心の市街地を核とし、一体の都市として総合的な整備、開発又は保全すべき区域
- ②新たに開発、保全する必要がある区域

■市街化区域・市街化調整区域の区分・・・なし

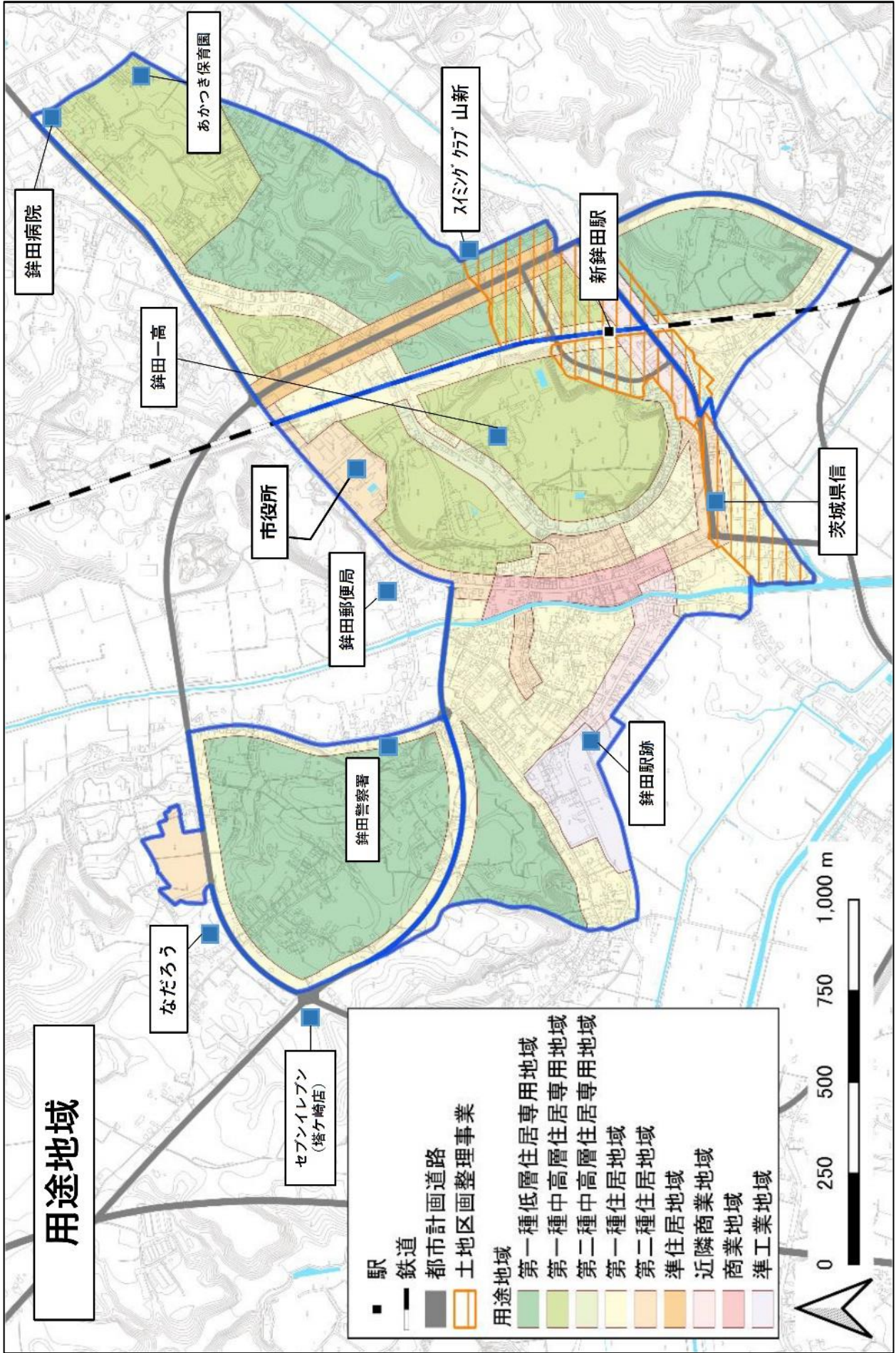
■地域地区・・・用途地域有り

※特別用途地区、特別用途制限地域、高層住宅誘導地区、高度地区又は高度利用地区、防火地域又は準防火地域、風致地区、臨港地区、特別緑地保全地区、航空機騒音障害防止地区、流通業務地区、生産緑地地区、駐車場整備地区等の指定なし

- 用途地域 ⇒ ○住宅、商業、工業等の用途を適正に配分して都市機能を維持増進し、住居の環境を保護し、商業、工業等の利便を増進することが目的
- 建築物の用途や建築物の形態制限（容積率、建蔽率、高さ等）について、地方公共団体が都市計画の内容として決定

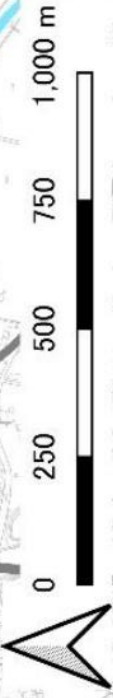
●銚田市の用途区域

- ①第一種低層住居専用地域（一低）
- ②第一種中高層住居専用地域（一中高）
- ③第二種中高層住居専用地域（二中高）
- ④第一種住居地域（一住）
- ⑤第二種住居地域（二住）
- ⑥準住居地域（準住）
- ⑦近隣商業地域（近商）
- ⑧準工業地域（準工）
- ⑨商業地域（商業）
- ⑩工業専用地域（工専）



用途地域

- 駅
 - 鉄道
 - 都市計画道路
 - 土地区画整理事業
- 用途地域
- 第一種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域



(7) 銚田市の農業振興地域制度について

農業振興地域制度とは、「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」に基づき、優良農地を確保しつつ、総合的かつ計画的に農業の振興を図るための制度です。農業と農業以外の土地利用の調整を行いながら、長期にわたって総合的に農業の振興を図るべき地域を明らかにし、その地域に農業施策を計画的、集中的に実施することにより、土地の有効活用と農業の健全な発展を図ることを目的としています。

現在、市において農業振興地域整備計画の見直しを進めています。

- 農業振興地域 . . . 今後相当長期にわたり総合的に農業振興を図るべき地域として、県知事が指定する区域
- 農用地区域 . . . 農業振興地域内において、今後相当長期のわたり農業上の利用を確保するとともに、効果的な農業投資を行い、総合的・計画的に農業振興を図るべき地域として市が農業振興地域整備計画で設定する区域（農地の転用は原則禁止）
- 非農用地区域 . . . 農業振興地域内において、農用地区域とは異なり、直接農業上の利用に供すべき土地ではないが、農用地区域と一体として農業の振興を図ることが相当な区域

<銚田市の農業振興地域等の面積> ※令和5年4月時点（計画見直し前）

銚田市全域 20,760ha (207.60km²)
 うち銚田市農業振興地域面積 19,655ha (196.55km²)
 うち銚田市農業振興地域農用地区域面積 8,317ha (83.17km²)
 うち銚田市農業振興地域非農用地区域面積 11,338ha (113.38km²)

【農業振興地域等のイメージ】



出典：農林水産省ホームページ

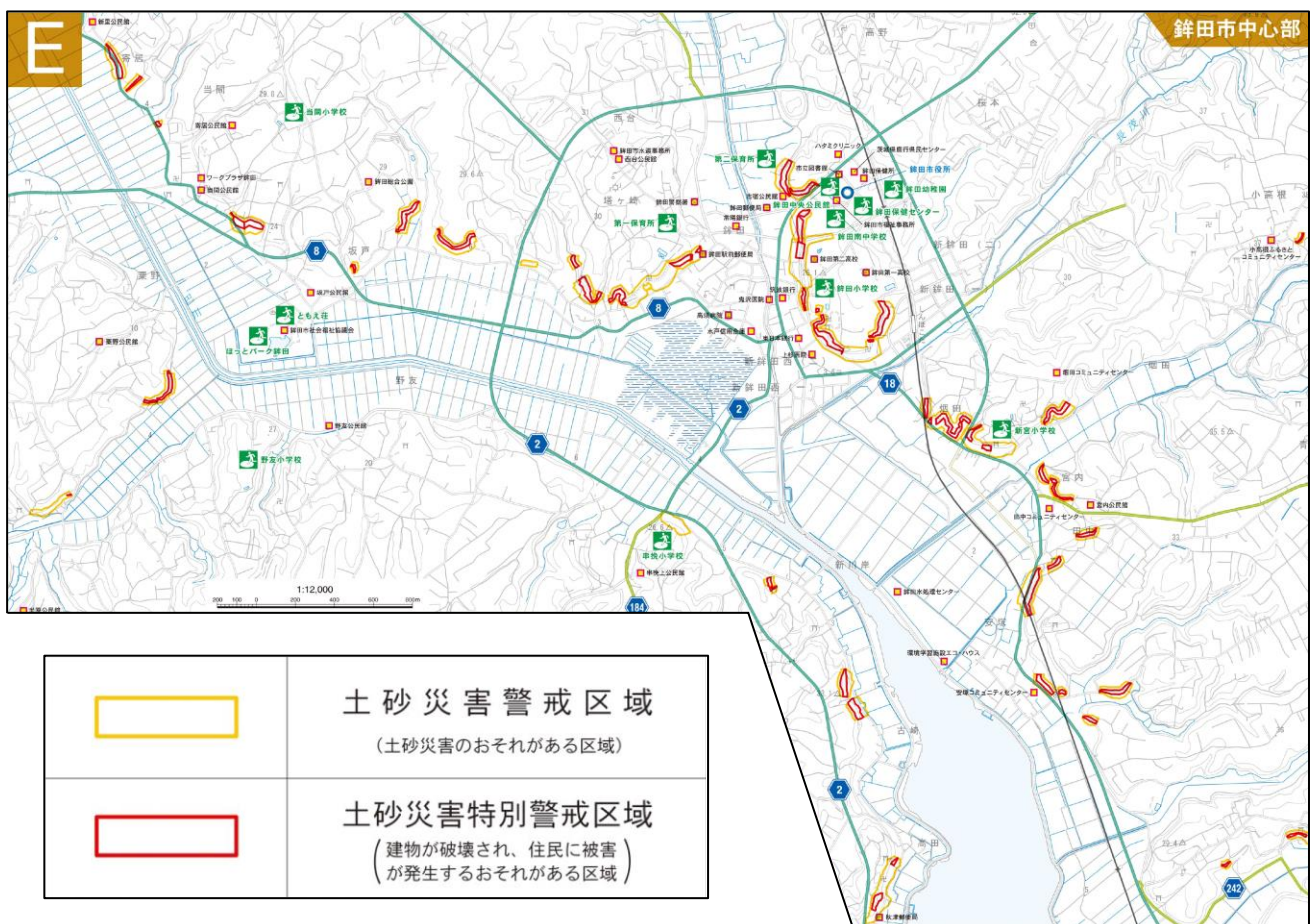
イ. 土砂災害

区 域	内 容
土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域
土砂災害特別警戒区域	土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域

土砂災害警戒区域等については、がけ崩れ、地すべり、土石流のいずれかが生ずる恐れがある場合に指定されます。銚田市においては、がけ崩れの生ずる恐れがある場所が87か所指定されています。

【市内指定箇所】

地 区	土砂災害警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域を含む区域
旭地区	8 か所	7 か所
銚田地区	5 4 か所	5 2 か所
大洋地区	2 5 か所	2 5 か所



(銚田市土砂災害ハザードマップより抜粋)

ウ. 東日本大震災の被災状況

平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって、銚田市内では最大震度6強を観測し、道路や水道、通信等の各種生活インフラが寸断されました。

また、住宅の被害も甚大で3,000戸以上が被害を受けたほか、一部地域では液状化の被害も発生しました。



大震災後の
銚田市の様子

【銚田市の住宅被害状況】

被害内容	棟数	内訳
家屋損壊被害	3,265棟	全壊 99棟
		半壊 736棟
		一部破損 2,430棟
液状化被害	599棟	

出典：消防庁 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震
(東日本大震災)の被害状況(令和5年3月1日現在)
茨城県 東日本大震災の記録 ～地震・津波災害編～

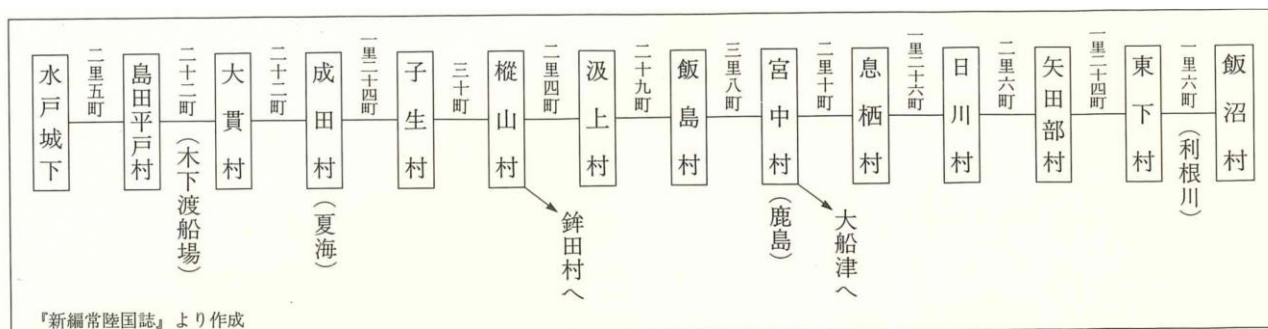
(9) 銚田市の交通等の変遷について

銚田市の交通等の歴史について、江戸時代以降の概略を以下のとおりまとめました。旭村、銚田町、大洋村は、以前より交通においても密接な関係性となっており、それぞれの村史、町史にも同様の記載が多くみられます。東側の陸路、西側の水路などを通して、市域内及び市域外との人々及び貨物等の往来が活発にあったことが確認できます。

①「旭村の歴史（通史編）」

<飯沼街道> (P. 321)

- ・江戸時代に水戸を中心に整備された街道の1つである。
- ・旭村域を通る最も大きな街道で、水戸から飯沼（千葉県銚子市）までの21里（約84km）、道幅2間（約3.6m）の中道であった。
- ・子生村には宿場が置かれ、縦山村には宿場があり、ここから安房・高野を経て銚田河岸へ至る銚田道に分岐していた。
- ・汲上村では、宿場が古くから発達し、製塩や海産物の集散地として商人が集まり、旅籠屋・飲食店も整い、荷物運搬業も盛んであった。
- ・宮中村には鹿島神宮があり、多くの人々が参詣に訪れたため、往来が多い宮中村から水戸城下までを鹿島街道と呼んでいた。



第18図 飯沼街道の宿駅

<子生宿と縦山宿> (P. 327)

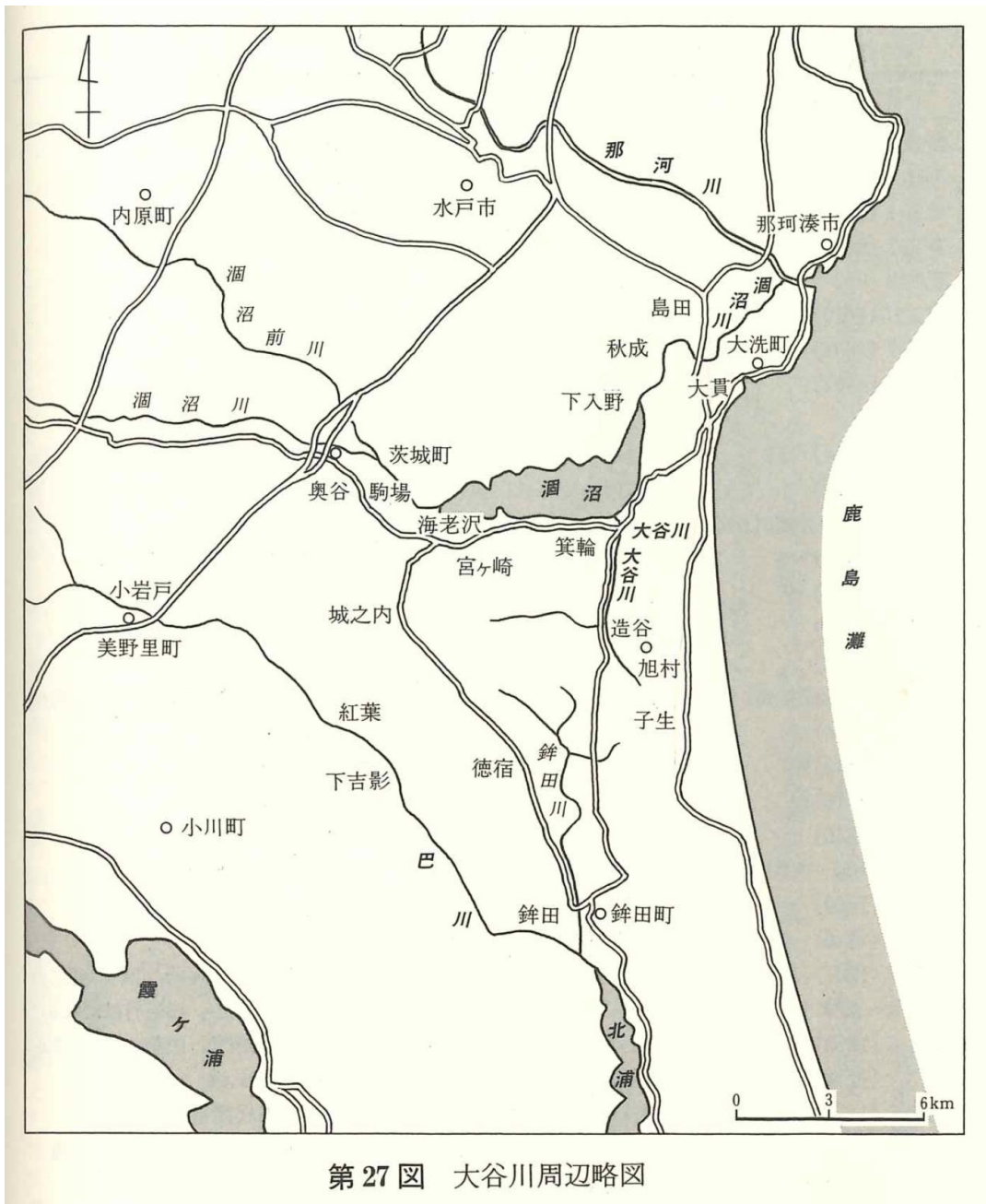
- ・江戸時代、街道が整備されると同時に宿駅制度も整えられ、宿場（駅）は、運輸、通信、休泊などの目的でおかれた。
- ・飯沼街道のうち旭村域には子生宿、縦山宿がおかれた。
- ・子生宿には17か村の助郷村があった。
 - (旭村) 荒地、沢尻、上釜、田崎、下太田、上太田、造谷、鹿田
 - (茨城町) 網掛、宮ヶ崎、下土師、野曾
 - (美野里町) 西郷地、先後、大笹
 - (水戸市) 栗崎、川又
- ・縦山宿には19か村の助郷村があった。
 - (旭村) 勝下、勝下新田、滝浜、柏熊新村
 - (銚田町) 柏熊、安房、安塚、畑田、銚田、当ヶ崎、坂戸、当間、鳥栖、下富田、上富田、大戸、徳宿、飯名、秋山

< 銚田通しと「付通し」 > (P. 334)

- ・ 縦山宿から鹿島・飯沼方面への飯沼街道と銚田への道にわかれていた。銚田は点在する河岸のある七瀬川や巴川の流れ込む北浦に面しており、北浦を通過して江戸への船便が発達していた。
- ・ 縦山宿からの1里余の銚田道は、大貫、夏海から陸上げされた水戸藩や奥州諸藩の御城米をはじめ、太平洋沿岸からの海産物の積荷などが子生宿、縦山宿を経て銚田河岸へ岡付けされたため、この道はかなり頻繁に利用されていた。

< 大谷川通船計画 > (P. 381)

- ・ 近世の水運史のなかで、「東廻り」海運の果たした役割は大きく、太平洋を通過して東北と江戸を結ぶこの航路は、瀬戸内海を経由して西国と江戸を結んだ「西回り」海運とともに、我が国の近世水上交通系の上において、最も重要な物資輸送路の1つであった。
- ・ 「東廻り」海運には3つのルートがあり、江戸直行を「大廻り」、銚子より利根川入りと那珂湊より涸沼入りの2つを「内川廻り」と呼んでいる。
- ・ 那珂湊入り「内川廻り」は、涸沼から北浦へ出るいずれの方法においても、一部陸送に頼るところがあり、時間も費用も多分に費やし、効率的と言えなかった。
- ・ 大谷川と銚田川はともに旭村の内陸部に水源地をもち、比較的流路が短く、その支流も短い流路であり、大谷川は涸沼に、銚田川は北浦にそれぞれ流れ込んでいる。この2つの川を、約2kmの距離を隔てて高地（天野原）が遮っており、これを掘削して大谷川と銚田川を運河で結ぶことができれば、「内川廻り」の弱点である陸送部分が省け、物資運送の面において、大いに進展が図れるというものであった。
- ・ 江戸自の初めの慶長年間（1569～1614年）から昭和年間（1938～1940年）に至るまで実に20回も立案された。
- ・ 幾度となく出されてきた大谷川通船計画は、初期においては東廻り海運の弱点を補うために出され、中期においては水戸藩財政危機の打開策として、さらに涸沼、北浦間の通水によってもたらされる洪水の防止と新田造成など、疲弊した農村社会経済の救済を図りながら、巨大消費地江戸への安定した供給のための河川の整備、完成を目指し、後期においては、富国繁栄策の1つとして、7大プロジェクトにも入り、大いに期待された計画であったが、一部備前堀の例を除けば、ついに1度も着工されずに終わった幻の計画であった。



第 27 図 大谷川周辺略図

< 5 年間だけの鉄道 > (P. 670)

- ・大正時代に旭村には鹿島軌道という軽便軌道があった。(ガソリン動力)
- ・運転区間 銚田～子生～大貫 (17.5 km)

軌間 762 mm

開業 銚田～子生 大正13 (1924) 年5月20日

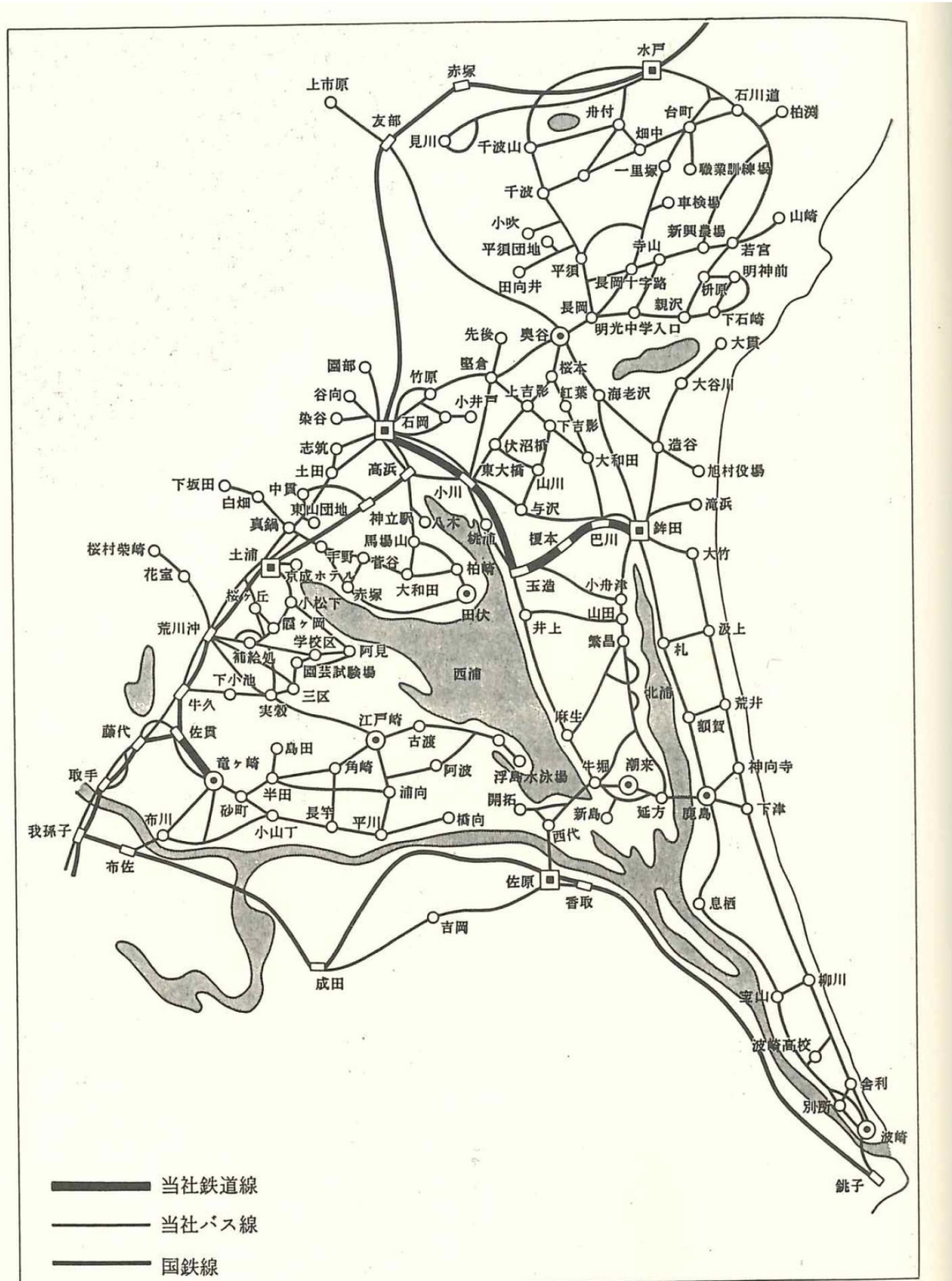
子生～大貫 大正15 (1926) 年5月21日

廃止 昭和5 (1930) 年5月21日

- ・営業収入が伸びない最大の理由としては、始発駅と終着駅の位置が不便なところにあったということである。始発駅桜本は、銚田町の市街地から遠く離れていた。当時銚田町は北浦の水運により、物資の中継地となっていた。また、石岡～銚田間の鉄道も開通していた。つまり、交通の中心であった。この駅ができれば貨物運送に大きく貢献でき、鹿島軌道も貨物輸送による収益が上がったと思われるが、現実には桜本と銚田市街には、坂道という難所があった。(鹿島軌道は力のない機関車を使っていたため、銚田町内から桜本までの急な坂道を上ることができず、仕方なく台地上の桜本に駅を作ったと考えられる。このため、旅客の利便を考えて桜本～銚田町市街地へバスを運行した。)

<旭村のバス路線> (P. 684)

- ・昭和30年代から40年代にかけてはバスの時代であった。
- ・旭村には2つの私鉄バス（茨城交通、関東鉄道）と国鉄バスがあった。



第26図 鹿島参宮鉄道の営業路線図(昭和40年3月31日現在)

②「図説ほこたの歴史」

＜領米・城米の運送による河岸の成立＞ (P. 110)

- ・江戸幕府が成立し、大名は江戸居住のための生活物資や、課せられた河川改修その他に要する食糧物資の運搬が欠かせないものになった。
- ・東廻り海運（航路）の成立は、東北諸藩からの米運送を狙ったものであったが、銚子沖を通ることは危険が伴った。
- ・東北の各藩、幕府は江戸への城米廻米運送の安全な航路を求めて、那珂湊から内陸水路を利用しようとした。
- ・正保3年（1646年）涸沼の西岸に海老沢河岸が成立し、銚子口を避けて、内陸の湖水河川を利用して江戸に米を持ち込む、内川廻りの出発点が作られた。
- ・明暦元年（1655年）には、海老沢から吉影まで陸路をとり、そこから北浦を下って江戸に向かう通船ルートが開かれた。
- ・寛文3年（1636年）には、串挽村に河岸が作られ、串挽河岸が巴川を下る東北諸藩、水戸藩の穀米を集約する河岸となった。
- ・元禄16年（1703年）には、涸沼の河口近くの松川に穀宿が置かれ、徳宿まで陸路で、徳宿河岸から串挽河岸まで水路で運んだ。
- ・享保19年（1734年）には、銚田河岸が作られた。
- ・弘化3年（1846年）には、串挽河岸で新河岸が、安政5年（1858年）には、紅葉河岸に新河岸が作られた。
- ・明治・大正期をとおして銚田村の川ぞいには町場が形成され、荒野河岸、堀米河岸、吉見河岸が立ち並び、そこを中心に倉庫、旅宿、飲食店、住宅が取り囲んだ。



<大谷川運河の開削計画> (P. 114)

・江戸時代の内川廻り

東北諸藩 ⇒ 那珂湊 ⇒ 那珂川・涸沼川 ⇒ 涸沼南岸

⇒ 【陸路①】 松川・大貫 ～ 徳宿 ～ 銚田（北浦）

【陸路②】 海老沢 ～ 塔ヶ崎（北浦）

【陸路③】 海老沢 ～ 小川・羽生（霞ヶ浦）

⇒ 北浦・霞ヶ浦南下 ⇒ 利根川 ⇒ 関宿 ⇒ 江戸川 ⇒ 隅田川

・安政4年（1651年）に巴川の下吉影から串挽に至る船路を整備し、涸沼から北浦までの陸路の大幅な短縮をした。

・涸沼と北浦を結ぶ計画（＝大谷川の上流と銚田川の上流を掘割で結ぶ）は、江戸時代、明治時代に何度も計画されたが、実現には至らなかった。



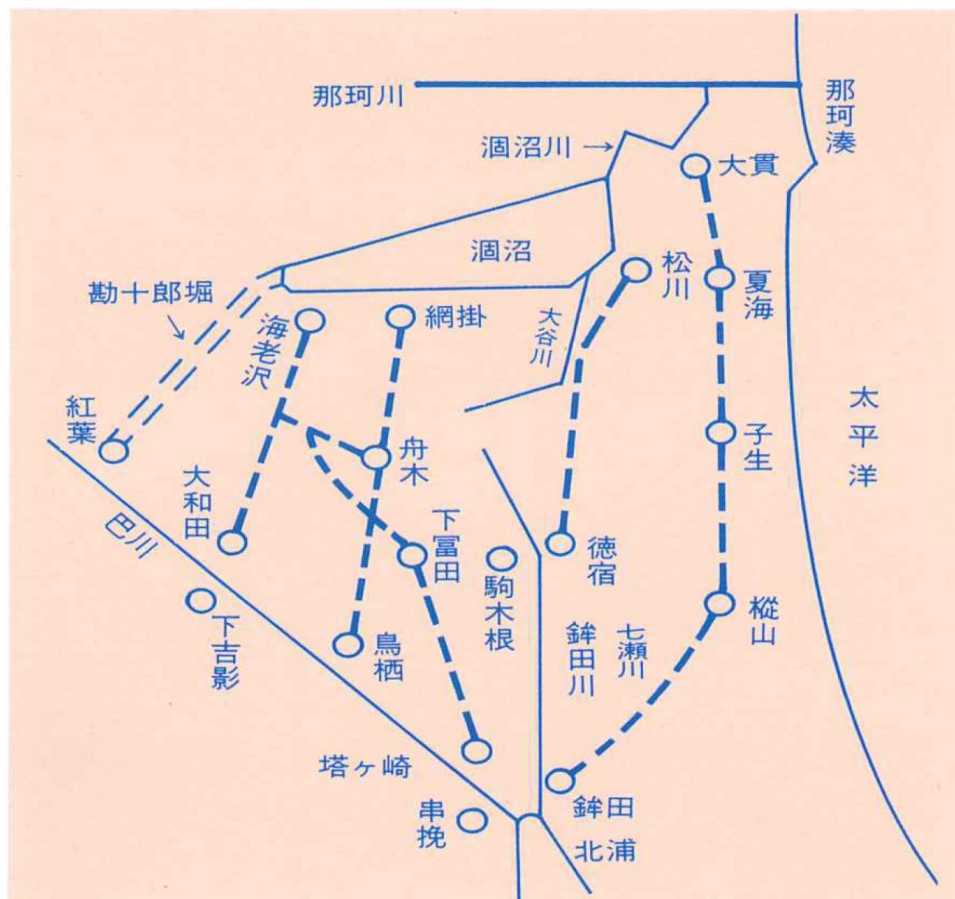
< 勘十郎堀と宝永一揆 > (P. 116)

- ・江戸時代の内川廻りの欠点は、海老沢から巴川の紅葉か下吉影まで陸路となることであった。
- ・この問題を解決しようとしたのが、水戸藩の財政担当をしていた松並勘十郎の計画であった。
- ・計画は、陸路の解消を目指し、涸沼川の中途から太平洋に短絡する大貫運河と涸沼の海老沢付近から巴川の紅葉までの紅葉運河を開削するものであった。
- ・工事は、宝永4年(1707年)から工事を始め、一応の完成をしたが、実用性に乏しく、間もなく使われなくなった。勘十郎堀の後は、紅葉、城之内、海老沢地内に多く残っている。

< 銚田の水運 > (P. 176)

- ・銚田地域は、江戸開府以来、昭和初期まで水運の栄えた所といわれてきた。明治期以降も鉄道や自動車の発達に相応しながら発展してきた。
- ・江戸期において、串挽河岸、塔ヶ崎河岸、銚田河岸は、「べし舟」といわれる舳舟や馬の背によって運ばれた荷物を「高瀬舟」に積み替えする中継地であった。
- ・那珂川を下り、那珂湊より涸沼に入り、大貫・松川・網掛・海老沢など、河岸に陸上げされた荷物は、串挽河岸・塔ヶ崎河岸・銚田河岸の駄送、又は舳へ郵送された。
- ・北浦～利根川～江戸川～江戸川岸場へのルートをも、奥州諸藩では「内川廻り」あるいは「常陸納め」などと呼び、「東廻り海運」と共に江戸への廻米ルートとして利用した。
- ・明治以降は、廻米を主とした河岸機能は衰え始め、地元物産品を中心に輸出・輸入・中継する河岸が栄えるようになった。
- ・明治9年(1876年)に小型の蒸気船、明治16年(1883年)に大型蒸気船が就航するようになると、銚田河岸は次第に活況を呈するようになった。
- ・昭和4年(1929年)、石岡～銚田間に鹿島参宮鉄道が開通し、常磐線と連絡できるようになると、銚田河岸機能は、転機を迎え、昭和10年(1935年)頃を境として終息に向かった。

銚田の水運概念図



<陸上交通> (P. 178)

・ 銚田馬車鉄道株式会社

銚田町から大洗町祝町まで鉄道馬車を運行しようとし、明治23年に会社を設立し、銚田～子生間に軌道を敷設したが、資金不足となり頓挫した。

・ 乗合馬車

明治37年に乗合馬車を開業した。馬車の馭者は、ラッパを「トテトテ」と吹き鳴らしたので、人々は「テートー馬車」と呼んだ。銚田～磯浜～水戸・銚田～小川～高浜と順次に営業していったが、大正8年に終末を迎えた。

・ 乗合自動車

大正7年に菊池自動車が銚田～磯浜間に乗合自動車を開業したが、大正15年に廃業した。また、白田氏が大正8年に定期乗合自動車を開始し、順次事業を拡大し、昭和12年に鹿島参宮鉄道に買収されるまで成長を持続した。

・ 鹿島参宮鉄道株式会社

地方鉄道として、昭和4年には石岡～銚田間で開通した。その後、鹿島参宮鉄道は自動車部門に進出し、銚田地方では鹿島参宮自動車の買収に成功し、戦時中、鹿南自動車を買収し、その経営基盤を強化した。その後、昭和40年に至り常総筑波鉄道株式会社と合併し、関東鉄道株式会社となり、昭和54年に関東鉄道株式会社から分離して鹿島鉄道株式会社となった。

③「大洋村史」

<宿場街道> (P. 124)

・ 江戸時代に天下の大道中路に一里塚を築き、交通の便を図った。

・ 水戸を起点として、下総飯沼村に至る道を飯沼街道といった。その中でも夏海から汲上を経て鹿島へ通ずる道を鹿島街道と呼んだ。

・ 汲上宿道合一里塚があり、松の大木の根本に、石塔があつてこれに右阿玉道、左鹿島道と刻んである。

・ 汲上宿は、寛永4年(1627年)に制定され、水戸銚子に至る飯沼街道の中間にあつて、奥州地方から鹿島神宮参拝の通路で、往来の人達に鹿島街道と称された。古くから祀られた観音菩薩を信仰の群衆と製塩や海産物の販路によって交通が発達し人口が増加した。

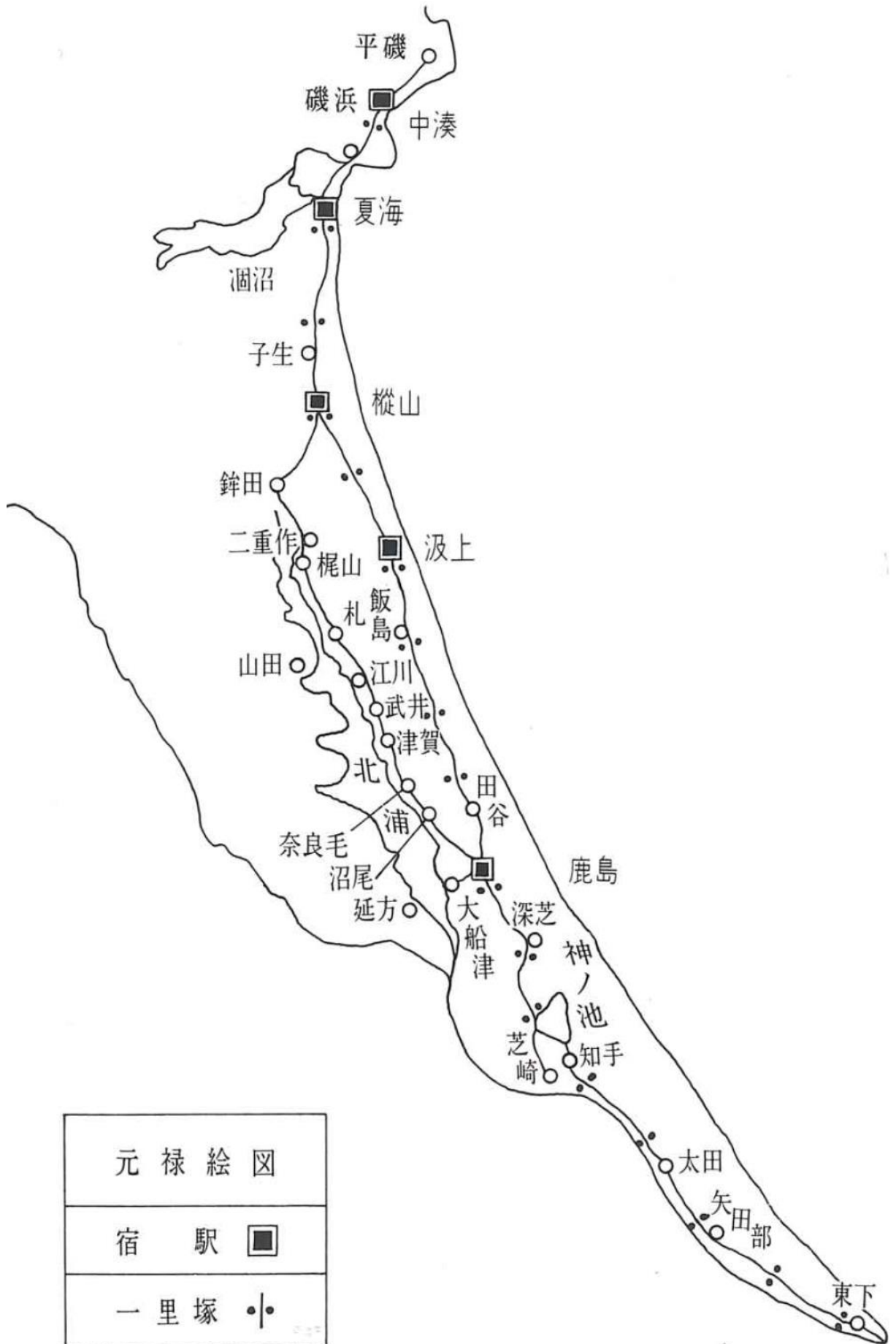
<北浦の水運> (P. 128)

・ 江戸時代には奥羽諸藩の米穀や松前の海産物、栃木県の馬頭烏山方面の米穀・薪炭・材木などが那珂川河口那珂湊に入港し、那珂川を遡って涸沼に入り、海老沢河岸に船をつけ、海老沢河岸で陸揚げして、馬の背で紅葉・下吉影を通り、鳥栖河岸に連絡、ここから船に積み銚田河岸に運んだ。

・ 銚田から北浦を南下して、利根川を廻り潮来河岸に着き、高瀬船に積み替えて佐原に至り、利根川をのぼって、関宿から江戸川に入り本所深川へ着いた。梶山から江戸までは普通4日の航路と言われたが、時には10日ほどかかることもあった。

<交通と通信の推移> (P. 156)

・ 陸上交通は大正中頃、銚田町から札まで二頭立乗合馬車が運行されたが、昭和の初め、銚田町に白田自動車会社、鹿島町に鹿南自動車株式会社が設立され、銚田から鹿島までの乗合バスが開通された。



元 禄 絵 図
宿 駅
一 里 塚

鹿 島 街 道

(10) 各種指標

ア. 各種指標の県内順位

茨城県で発行している「市町村早わかり（令和5年7月）」においては、各指標について県内順位をとりまとめています。分野としては、「土地・人口」、「経済・財政」、「教育・文化」、「居住・環境」、「社会保障・医療」、「安全」で、全54項目の指標となっています。詳細については、別添資料を参照願います。

イ. 農業産出額及び主要農畜産物算出額

銚田市ではメロン、いちご、トマト、ほうれんそう、かんしょ（さつまいも）、にんじん、だいこんなど、多種多様な農産物が生産され、全国でも指折りの生産地です。農林水産省が発表する市町村別農業産出額（推計）の「野菜」区分において、平成26年から令和3年の8年連続で全国第一位になりました。

◎全国農業産出額（市町村別）

順位	都道府県	市町村	産出額
1	宮崎県	都城市	902
2	愛知県	田原市	849
3	北海道	別海町	666
4	茨城県	銚田市	641
5	青森県	弘前市	524

◎全国農業産出額（野菜）

順位	都道府県	市町村	産出額
1	茨城県	銚田市	340
2	愛知県	田原市	304
3	熊本県	熊本市	242
4	熊本県	八代市	236
5	愛知県	豊橋市	202

◎全国農業産出額（いも類）

順位	都道府県	市町村	産出額
1	茨城県	銚田市	153
2	千葉県	成田市	90
3	茨城県	行方市	86
4	千葉県	香取市	76
5	長崎県	雲仙市	65

◎銚田市主要農畜産物品目別産出額

品目	金額	全国順位	県内順位
 メロン	75	1位	1位
 かんしょ	142	〃	〃
 いちご	51	2位	〃
 ほうれんそう	31	3位	〃
 トマト	49	4位	〃
 豚	103	8位	〃
 にんじん	11	9位	〃
 だいこん	10	11位	〃
 ばれいしょ	11	30位	〃
 やまのいも	3	34位	〃

◎茨城県内農業産出額

順位	市町村	産出額
1	銚田市	641
2	行方市	258
3	小美玉市	251
4	坂東市	225
5	八千代町	217

※農林水産省統計 令和3年市町村別農業産出額（推計） ※単位はすべて億円
（農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果） 抜粋

2. 本庁舎の現状及び課題

(1) 本庁舎及び総合支所の概要

ア. 建物概要等

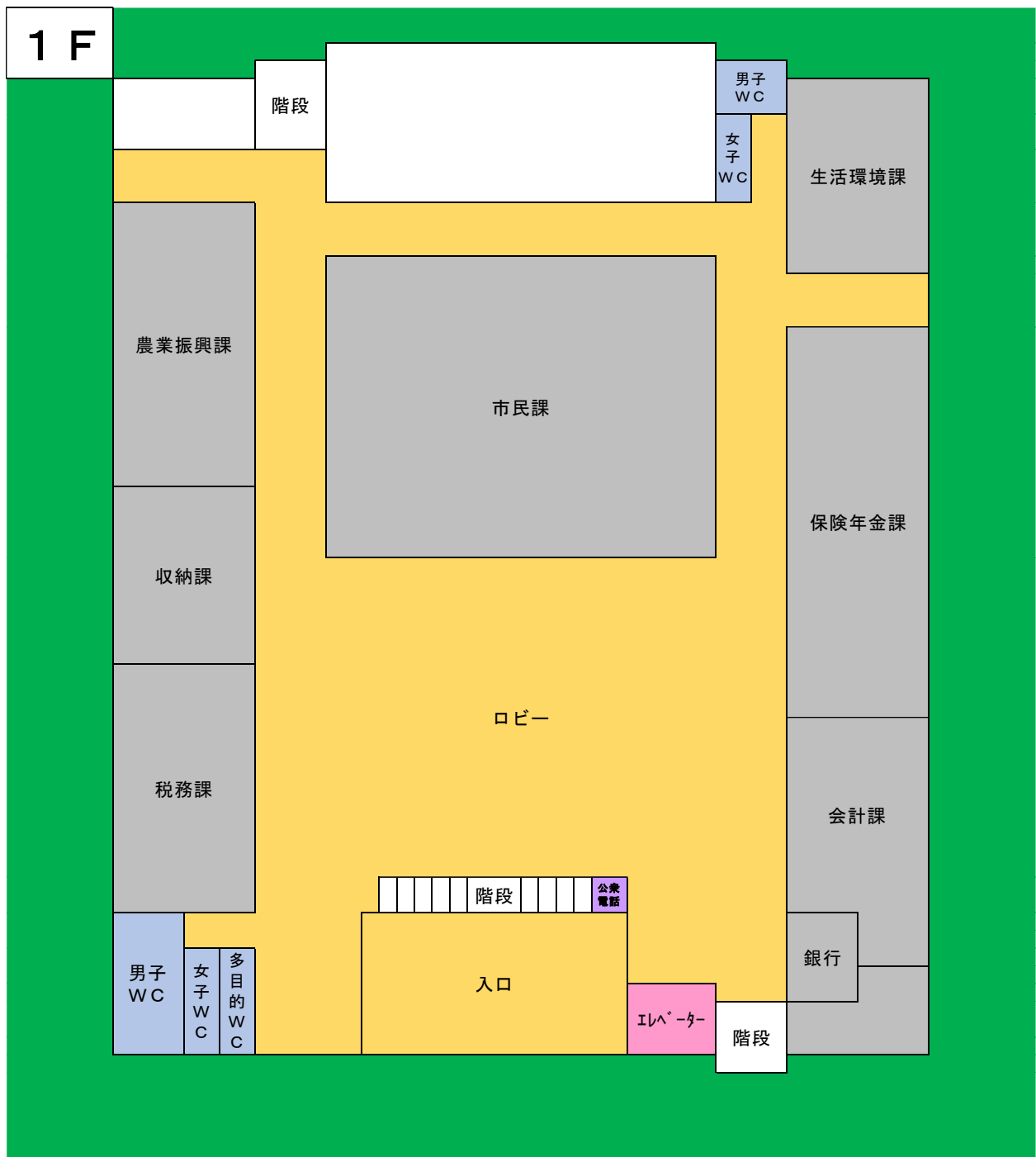
	①本庁舎	②旭総合支所	③大洋総合支所
外観			
建設年度	昭和49(1974)年度	平成元(1989)年度	平成24(2012)年度
築年数	49年	34年	11年
構造	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造)	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
階数	3階建	3階建	平屋建
延床面積	3,984㎡	2,703㎡	358㎡
耐震基準	旧耐震基準	新耐震基準	新耐震基準

※現在の市役所本庁舎は、平成17年の合併により、元鉾田町役場の建物をそのまま活用しています。

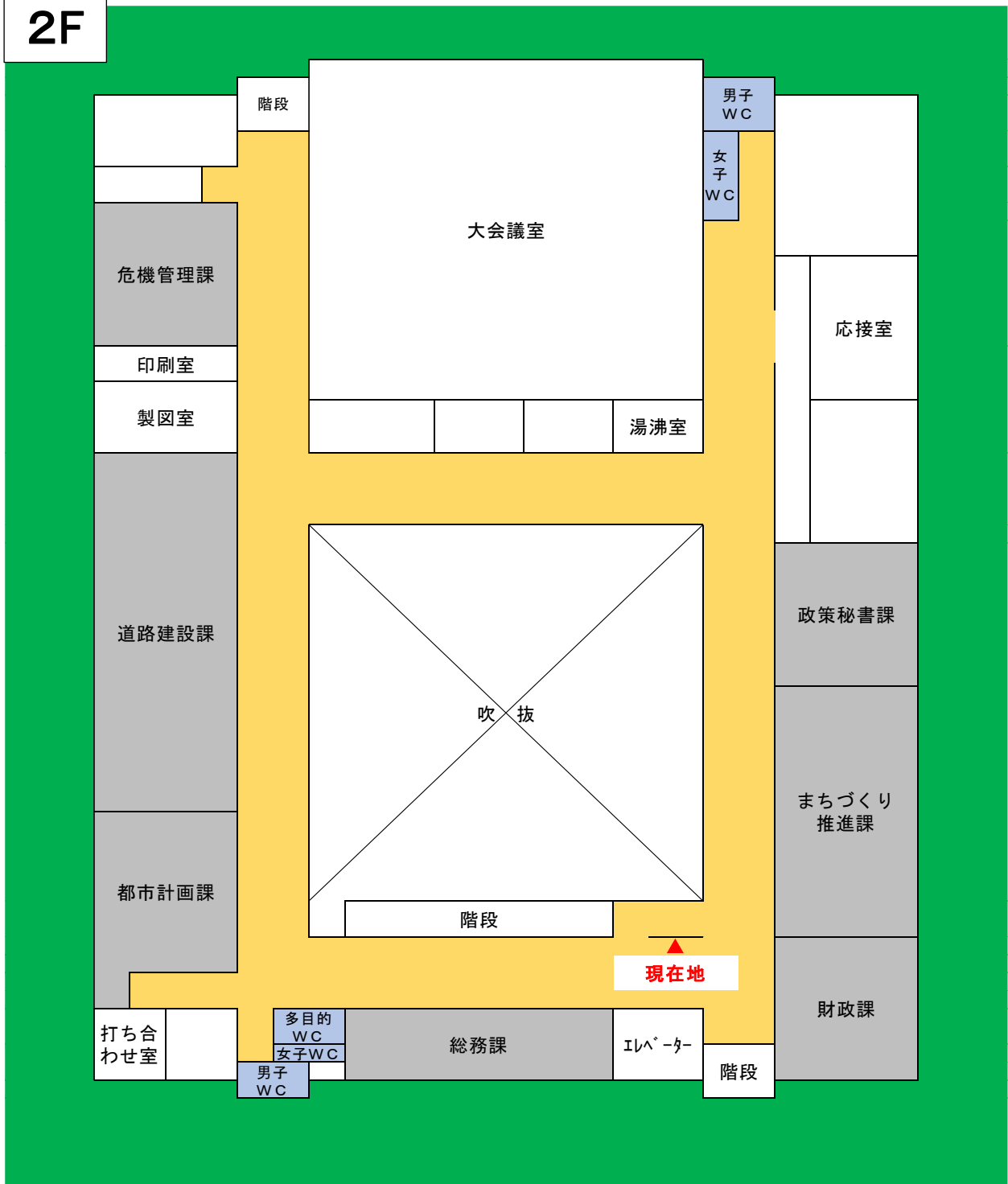
(参考) 旧耐震基準と新耐震基準の違い

区分	基準年月	震度5強程度の地震	震度6強～7程度の地震
旧耐震	昭和56年5月まで	建築物が倒壊・崩壊しない	規定なし
新耐震	昭和56年6月から	建築物がほとんど損傷しない	建築物が倒壊・崩壊しない

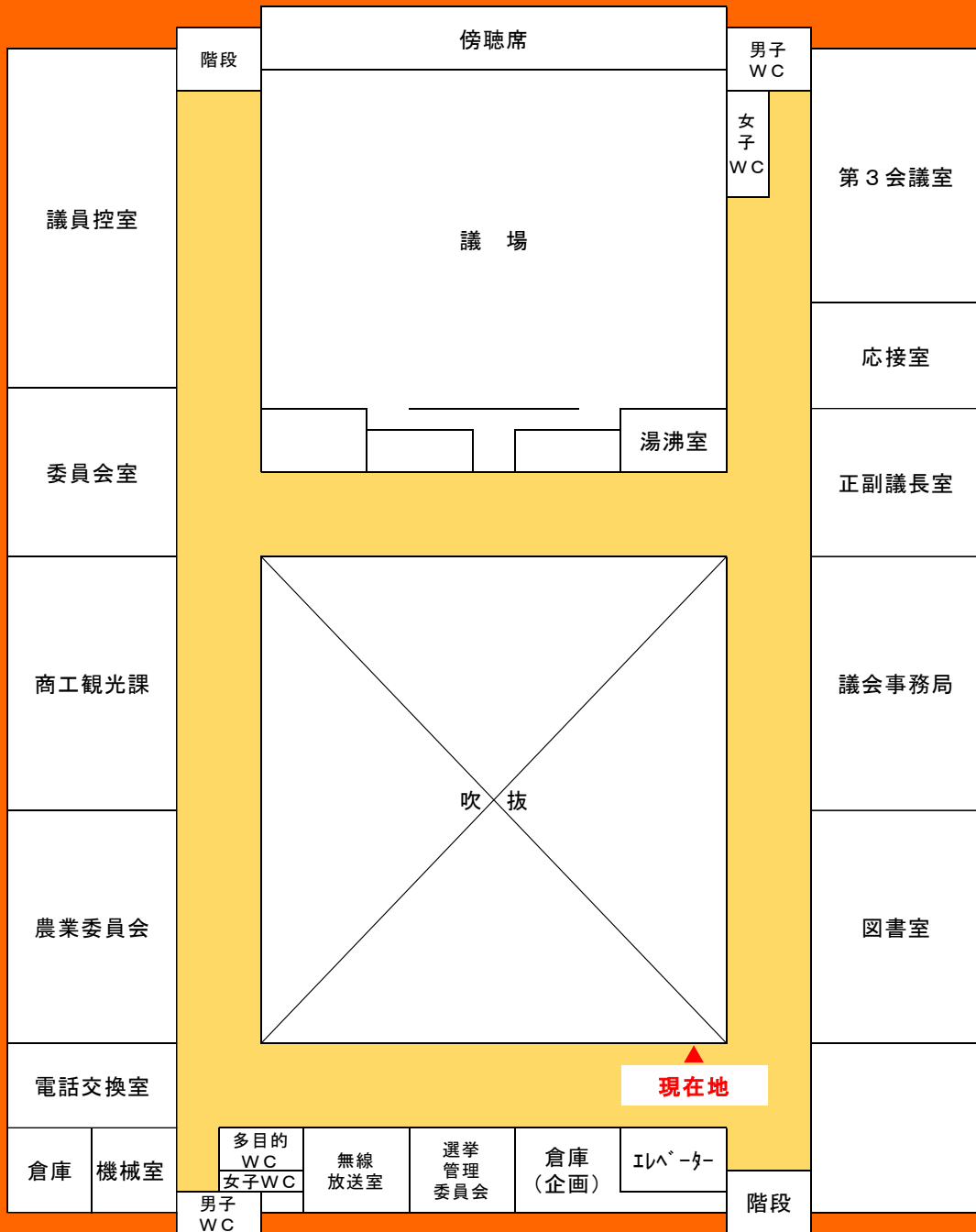
イ. 本庁舎のフロア図



2F



3F



ウ. 本庁舎の工事履歴

工事件名	完了年度
空調取替工事	平成17(2005)年度
屋根大規模改修工事	平成26(2014)年度
外壁大規模改修工事	平成26(2014)年度
電気大規模改修工事	平成26(2014)年度
機械大規模改修工事	平成26(2014)年度
耐震改修工事	平成26(2014)年度
太陽光発電システム設置工事	平成26(2014)年度
照明器具LED化	平成29(2017)年度

(2) 本庁舎の耐用年数等

区分	①耐用年数 (減価償却)	②標準使用年数	③目標使用年数 (要長寿命化)
年数	50年	60年	80年
残年数	1年	11年	31年

区分	年数の基準
①耐用年数	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定めのある年数
②標準使用年数	日本建築学会による「建築物の耐久計画に関する考え方」に基づいて、 銚田市公共施設等個別施設計画の中で定めている年数 (大規模改修実施が前提)
③目標使用年数	日本建築学会による「建築物の耐久計画に関する考え方」に基づいて、 銚田市公共施設等個別施設計画の中で定めている年数 (長寿命化実施が前提)

- ・本庁舎については、長寿命化を実施していません。
- ・個別施設計画においては、「標準使用年数まで間近な建築物や劣化が著しいなどの長寿命化改修等に適さない建築物については、標準使用年数まで使用」としています。

(3) 本庁舎のコンクリート圧縮強度

①コンクリート圧縮強度とは

⇒そのコンクリートがどれだけの力に耐えることが出来るかを示したもので、数値が大きいほど、より大きな力に耐えることが出来ます。

※例：18N/mm²の場合 ⇒ 1cm²で180kgの力に耐えることが出来る

②コンクリート圧縮強度から想定される建築物の耐用年数

圧縮強度	耐用年数（年数はおおよそ）
18 N/mm ²	35年（短期）
24 N/mm ²	65年（標準）
30 N/mm ²	100年（長期）
36 N/mm ²	100年超（超長期）

③本庁舎のコンクリート圧縮強度

階数	調査1	調査2	備考
1階	13.5 N/mm ²	16.7 N/mm ²	採取サンプル数 ・調査1 … 3か所/階 ・調査2 … 4か所/階
2階	14.3 N/mm ²	17.2 N/mm ²	
3階	15.6 N/mm ²	18.1 N/mm ²	

※調査1については平成21年度、調査2については令和3年度に実施

- ・いずれの結果も、階ごとに複数個所のサンプルの平均値から標準偏差を考慮し推定したものです。

(4) 本庁舎の構造耐震指標 (I_s 値)

①構造耐震指標 (I_s 値) とは

⇒建物の耐震性能を示す指標で、地震力に対する建物の強度・靱性(変形力、粘り強さ)が大きいほど I_s 値が大きくなります。(=耐震性能が高くなる)

②一般的な I_s 値の目安とは (国土交通省告示より)

I _s 値	地震に対する危険性
I _s < 0.3	倒壊または崩壊する危険性が高い
0.3 ≤ I _s < 0.6	倒壊または崩壊する危険性がある
0.6 ≤ I _s	倒壊または崩壊する危険性が低い

③公共施設等における I_s 値の目安とは (国土交通省基準より)

I _s 値	分類	対象の施設例
0.6 ≤ I _s < 0.75	Ⅲ類	I・Ⅱ類以外の建築物
0.75 ≤ I _s < 0.9	Ⅱ類	災害応急対策活動に必要な建築物 等
0.9 ≤ I _s	I類	災害応急対策活動に必要な特に重要な建築物

④本庁舎耐震補強前後の I s 値比較



方向	階数	耐震補強前(平成24年度)	耐震補強後(平成26年度)
桁行方向	1	0.29	0.93
	2	0.50	0.84
	3	0.64	1.02
	4	1.29	1.29
梁間方向	1	0.28	0.81
	2	0.48	0.77
	3	0.48	0.87
	4	0.54	0.91

※庁舎を正面玄関から見て、奥行きが「桁行方向」、左右が「梁間方向」です。


- ・耐震補強後は、③の国土交通省基準のうち、Ⅱ類(I s 値0.75以上)の耐震性能を確保しています。

(5) 本庁舎の課題


ア. 建物の安全性

区分	経年等による老朽化	耐震安全性
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・床の剥がれや歪み、窓枠・扉の歪み ・標準使用年数(築後60年)への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート圧縮強度の不足(推計) ・構造耐震指標(I s 値)のⅠ類確保
庁舎内の様子	 <p>廊下の床が波打っているほか、歩行時に揺れが生じることがある。</p>	 <p>耐震改修を行い、Ⅱ類の耐震安全性を確保している。</p>

イ. 市民サービス

区分	利用者の窓口等利便性	ユニバーサルデザインの対応
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口の分散による利便性の低さ ・窓口や待合スペースの不足 ・個別相談スペース等の不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・通路の段差及び狭隘 ・各課案内表示等のユニバーサルデザイン未対応 ・授乳室等の不足
庁舎内の様子	 <p>窓口カウンターのすぐ後ろが通路となっており、通り抜けがしにくい。</p>	 <p>正面玄関の自動ドア部分に段差があり、つまずく危険性がある。</p>

ウ. 執務環境

区分	通信設備等の対応	事務効率化
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ O A床の未整備 ・ 情報化(デジタル化)の進展への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務スペース、会議スペースの不足 ・ セキュリティへの対応不足 ・ 本庁舎機能の分散
庁舎内の様子	 <p>O A床でないため、執務室内の床上に配線を通してしている。</p>	 <p>会議スペースが不足しているため、廊下の一部を使い設置されている。</p>

※その他の状況

区分	庁内の様子		
建物の老朽化	 <p>雨量に対し排水能力が足らず、庁舎内で雨水があふれている。</p>	 <p>あふれた雨水が窓口スペースや執務室まで流れている。 ※床上に電気・通信等を配線している場所も多く、危険である。</p>	 <p>雨漏りしている部分がある。 (写真は階段の踊り場部分)</p>
来庁者スペース	 <p>駐車場が足らなくなる時があるほか、場内の動線が悪く、出入りに支障をきたすことがある。</p>	 <p>待合スペースが少なく、足らなくなる時があるほか、窓口間を移動する人の動線と交錯している。</p>	
執務スペース	 <p>限られた執務室内に多くの机(職員)が配置されており、通路や文書の保管場所などが不足している。</p>		

エ. 職員アンケート

新庁舎・公共施設等の整備を進めるにあたり、現庁舎の執務環境や利用者(来庁者)環境等に関する職員の意見を把握するために、令和5年11月に職員アンケートを実施しました。アンケートの概要や結果については以下のとおりです。

(ア) アンケート設問

【執務環境】

Q1：現在の本庁舎について不満はありますか。

- ①不満がある
- ②すこし不満がある
- ③ほとんど不満がない
- ④不満がない
- ⑤わからない

Q2：特に不満のある箇所はどこですか。

(Q1で①、②を選択した方が回答) ※以下の項目より最大5個選択

事務スペース	書類等の収納スペース	書庫スペース
会議室スペース	打合せスペース	休憩スペース
給湯室	セキュリティ	トイレ
照明	電気・通信の配線・配置	会議室等の電子機器対応
館内放送機能	職員駐車場	その他

【利用者(来庁者)環境】

Q3：現在の本庁舎について、利用者(来庁者)がどのように感じていると思いますか。

- ①不便
- ②すこし不便
- ③ほとんど不便ではない
- ④不便ではない
- ⑤わからない

Q4：特に不便だと利用者(来庁者)が思う箇所はどこですか。

(Q3で①、②を選択した方が回答) ※以下の項目より最大4個選択

待合スペース	相談スペース	窓口
案内板	手続きの動線	照明
トイレ	駐車場	バリアフリー
その他		

(イ) アンケート結果

Q1：現在の本庁舎について不満はありますか。

	回答数	不満がある	少し 不満がある	ほとんど 不満がない	不満がない	わからない
A 全体	350	39.7%	42.9%	8.0%	2.6%	6.9%
B 本庁勤務有	271	52.8%	41.1%	4.8%	0.0%	1.2%
C 正職員	299	45.5%	40.8%	6.0%	2.0%	5.7%
D 正職員 (本庁勤務有)	248	49.1%	44.3%	5.5%	0.0%	1.1%

Q2：特に不満のある箇所はどこですか。(回答が多かった上位3項目)

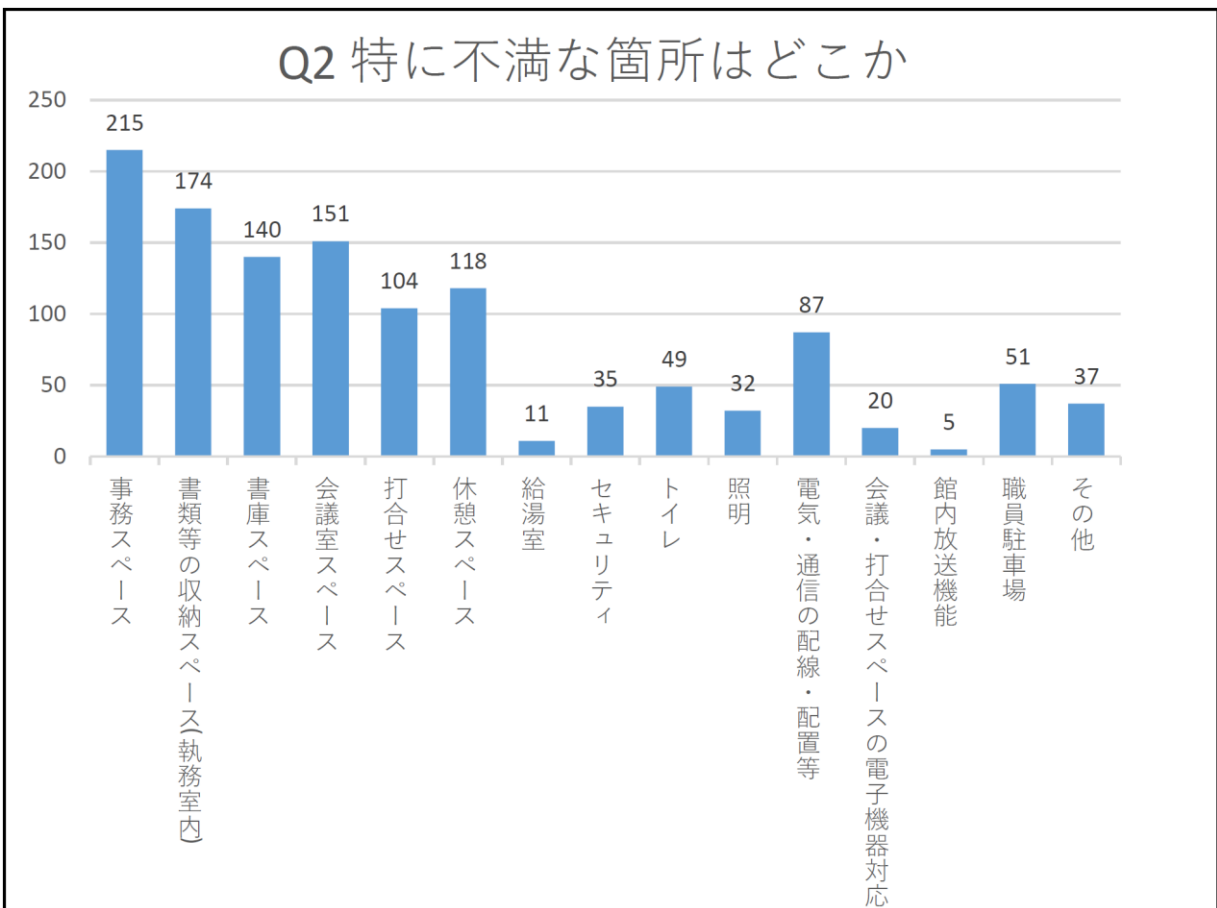
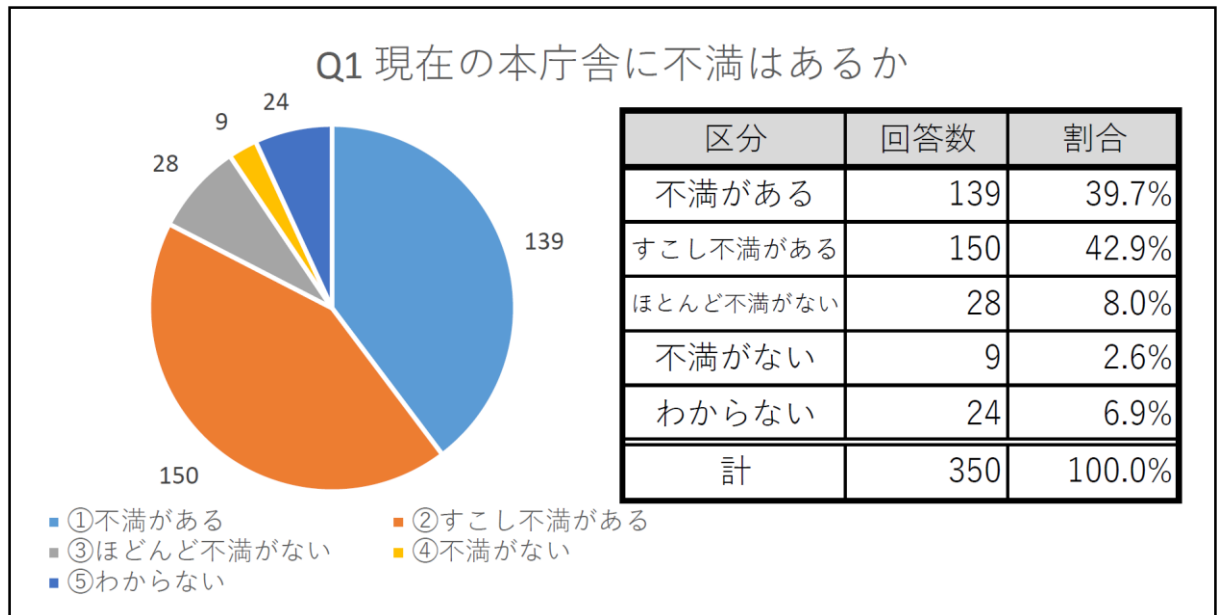
	回答数	1 事務スペース	2 収納スペース	3 会議室スペース
A 全体	289	74.4%	60.2%	52.2%
B 本庁勤務有	253	80.7%	67.8%	60.1%
C 正職員	258	77.5%	63.2%	57.4%
D 正職員 (本庁勤務有)	233	77.5%	65.2%	55.7%

Q3：現在の本庁舎について、利用者(来庁者)がどのように感じていると思いますか。

	回答数	不便	少し不便	ほとんど 不便ではない	不便ではない	わからない
A 全体	350	37.7%	52.9%	6.3%	1.1%	2.0%
B 本庁勤務有	271	46.4%	49.6%	2.4%	0.0%	1.6%
C 正職員	299	40.8%	52.5%	4.3%	0.7%	1.7%
D 正職員 (本庁勤務有)	248	43.9%	51.3%	3.3%	0.0%	1.5%

Q4：特に不便だと利用者(来庁者)が思う箇所はどこですか。(回答が多かった上位3項目)

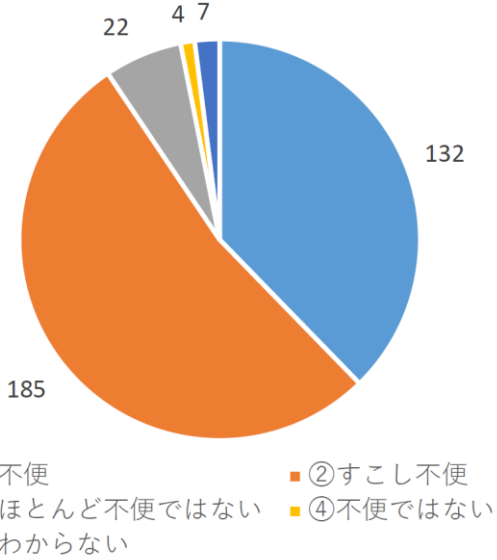
	回答数	1	2	3
A 全体	317	手続きの動線	相談スペース	窓口
B 本庁勤務有	258	手続きの動線	相談スペース	窓口
C 正職員	279	手続きの動線	相談スペース	窓口
D 正職員 (本庁勤務有)	238	手続きの動線	窓口	相談スペース



区分	回答数	選択割合	区分	回答数	選択割合
事務スペース	215	74.4%	トイレ	49	17.0%
収納スペース	174	60.2%	照明	32	11.1%
書庫スペース	140	48.4%	電気・通信	87	30.1%
会議室スペース	151	52.2%	電子機器対応	20	6.9%
打合せスペース	104	36.0%	館内放送機能	5	1.7%
休憩スペース	118	40.8%	職員駐車場	51	17.6%
給湯室	11	3.8%	その他	37	12.8%
セキュリティ	35	12.1%			

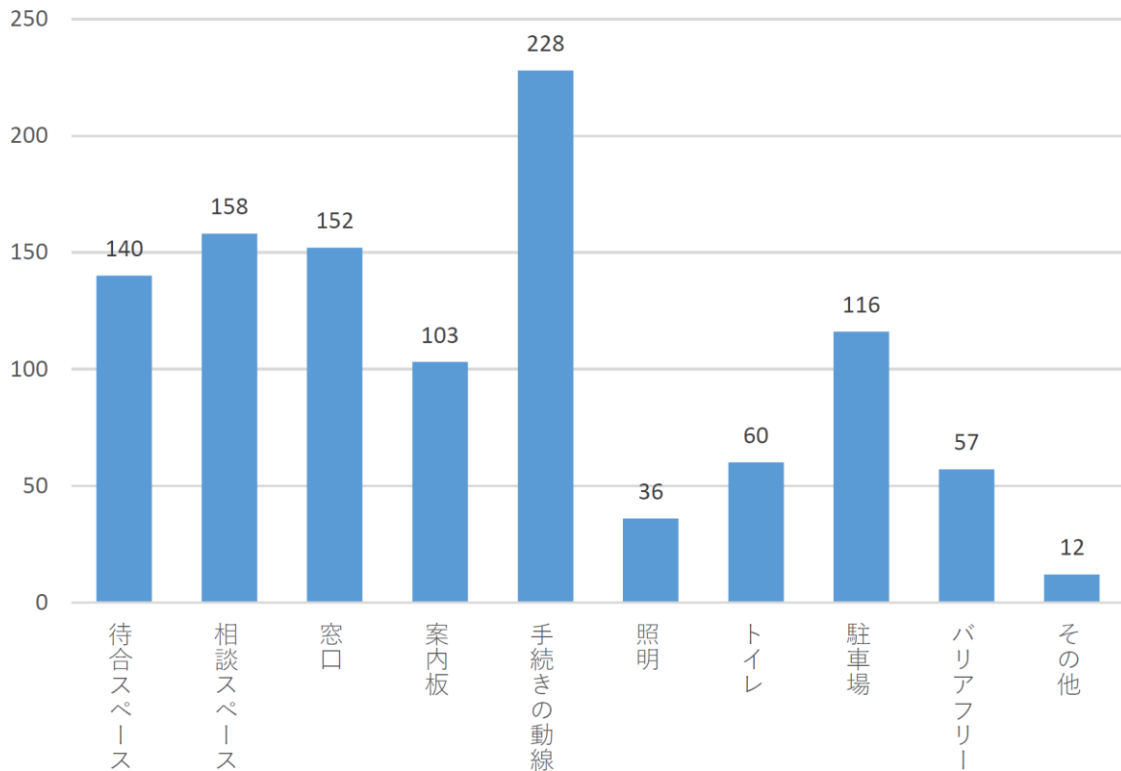
選択割合 = (回答数) ÷ (Q1で①・②を選択した人数)

Q3 利用者(来庁者)がどのように感じていると思うか



区分	回答数	割合
不便	132	37.7%
すこし不便	185	52.9%
ほとんど不便ではない	22	6.3%
不便ではない	4	1.1%
わからない	7	2.0%
計	350	100.0%

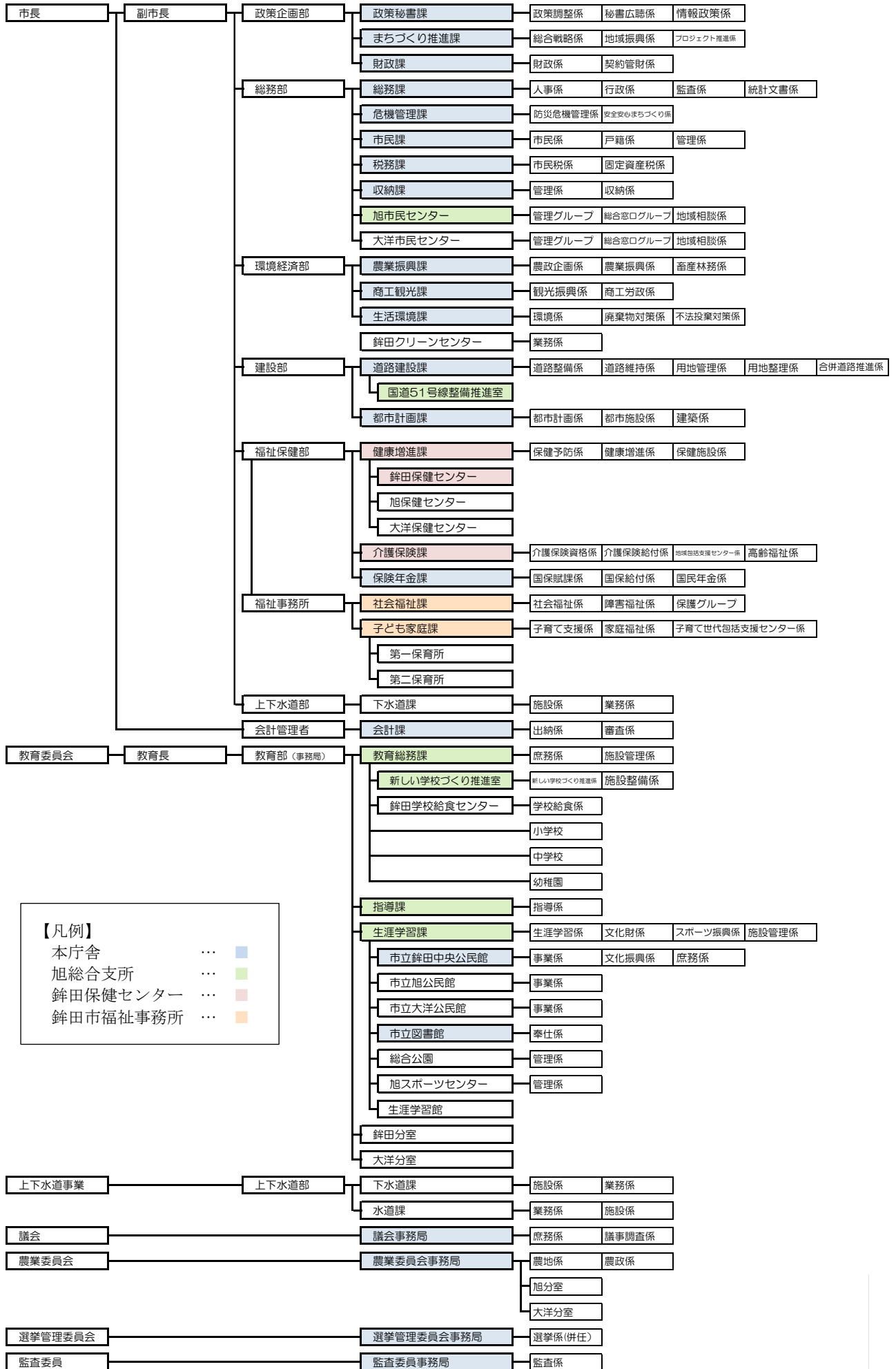
Q4 特に利用者(来庁者)が不便と思う箇所はどこか



区分	回答数	割合	区分	回答数	割合
待合スペース	140	44.2%	照明	36	11.4%
相談スペース	158	49.8%	トイレ	60	18.9%
窓口	152	47.9%	駐車場	116	36.6%
案内板	103	32.5%	バリアフリー	57	18.0%
手続きの動線	228	71.9%	その他	12	3.8%

選択割合 = (回答数) ÷ (Q3で①・②を選択した人数)

(参考) 銚田市の行政組織図



【凡例】
 本庁舎 …… ■ (Blue)
 旭総合支所 …… ■ (Green)
 銚田保健センター …… ■ (Pink)
 銚田市福祉事務所 …… ■ (Orange)

3. 公共施設の現状及び課題について

今回の新庁舎・公共施設等整備において、一体整備の対象となる公共施設の個別の現状及び課題については、次回以降の会議で協議を行う予定です。

今回の会議においては、令和2年度に策定した「銚田市公共施設等個別施設計画」を中心に市全体の公共施設の現状と課題について整理します。

(1) 銚田市公共施設等個別施設計画

ア. 背景・目的

○本市は、昭和40年代から60年代にかけて増加する人口と行政需要に対応するため、多くの公共施設を整備してきましたが、これらの公共施設等は建築後30年以上が経過し、老朽化により一斉に更新時期を迎えようとしています。一方、市財政は、人口減少、少子高齢化の進行により、税収の減少が見込まれ、これらの公共施設等のすべてを維持管理していくことが困難な状況にあります。

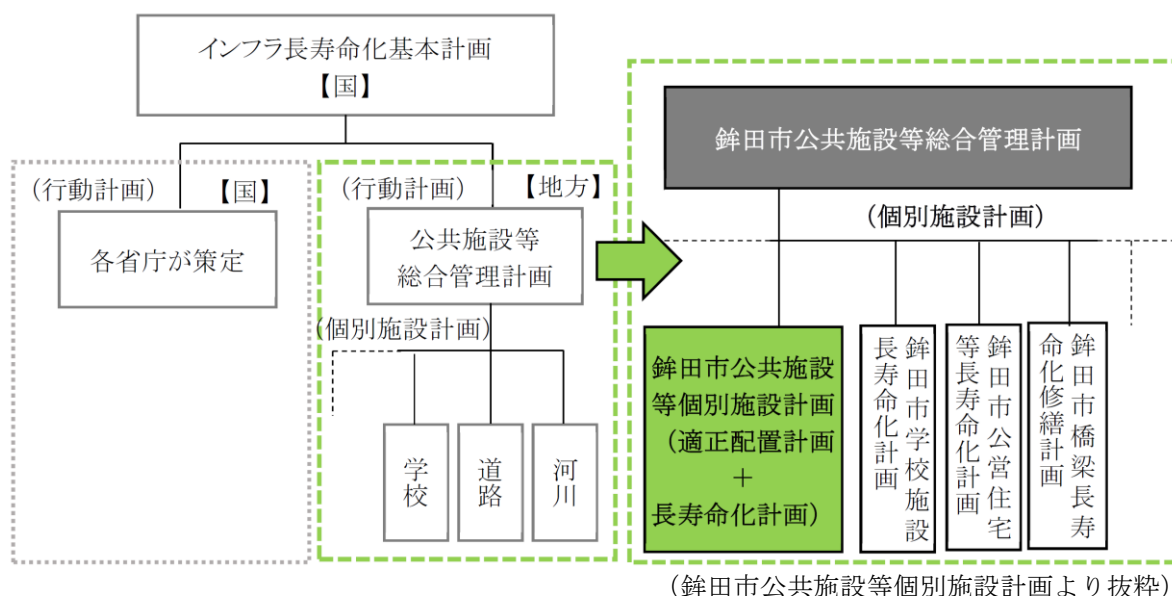
○こうした中、国では平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を策定し、地方公共団体は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を示す「公共施設等総合管理計画」を策定することを要請されました。さらに、地方公共団体は、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設毎の具体的な方針を定めた個別施設計画を令和2年度末までに策定することが要請されました。

○このような背景の下、本市では平成28年度に、人口減少や財政状況など将来の動向を見据え、公共施設等を将来に亘って最適に管理していくため、「銚田市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等マネジメントを推進しています。

○銚田市公共施設等個別施設計画は、総合管理計画をさらに推進するため、公共施設等の集約化や複合化等に関する適正配置計画及び長期利用に関する長寿命化計画を統合した計画となります。

イ. 位置づけ

個別施設計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」に規定される個別施設計画として位置づけるものです。



ウ. 対象施設

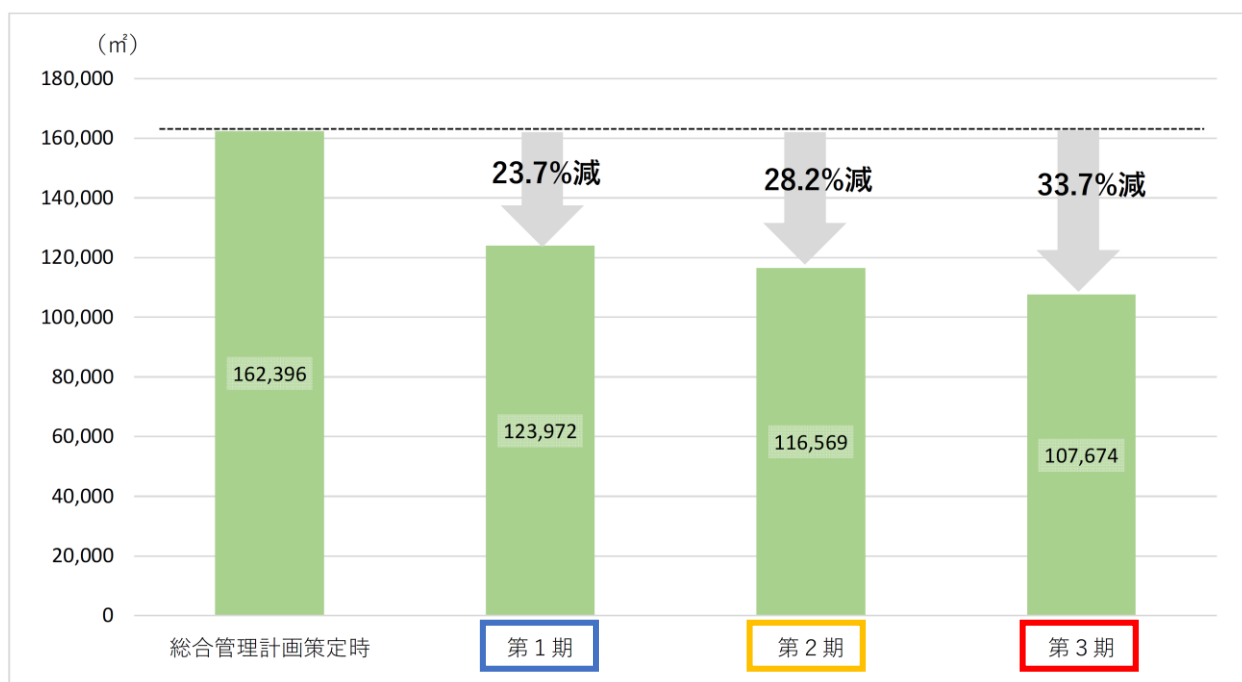
対象施設は以下の表のとおりです。(令和2年度時点)

大分類	中分類	施設名
行政系施設	庁舎等	銚田市役所、銚田市役所付属庁舎、大洋総合支所、旭総合支所
	その他行政系施設	警備本部詰所(大竹海岸)、原子力防災倉庫、仮設相談室、防災倉庫(当間)、防災倉庫(銚田)、防災倉庫(大洋)、防災倉庫(旭)、車庫(生活環境課)、公用車車庫、生涯学習課倉庫、文化財保管倉庫
学校教育系施設	学校	銚田北小学校、銚田南小学校、白鳥東小学校、白鳥西小学校、上島東小学校、上島西小学校、旭東小学校、旭西小学校、旭南小学校、旭北小学校、銚田北中学校、銚田南中学校、大洋中学校、旭中学校
	その他教育施設	銚田学校給食センター、旭学校給食センター
市民文化系施設	集会施設	鳥栖地区学習等供用施設、舟木地区学習等供用施設、大川地区学習等供用施設、菅野谷地区学習等供用施設、青柳地区学習等供用施設、紅葉地区学習等供用施設、大和田地区学習等供用施設、大戸地区学習等供用施設、下富田地区学習等供用施設、借宿地区学習等供用施設、市営住宅集会所、白鳥西地区地域学習館、上島西地区地域学習館、和田地区集会所、旭地区学習等供用施設
社会教育系施設	図書館	図書館
	博物館等	環境学習施設、銚田市文化展示場(あけぼの館)、銚田中央公民館、大洋公民館、旭公民館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	銚田総合公園、社会体育施設(旧大和田小体育館)、社会体育施設(旧巴第一小体育館)、社会体育施設(旧徳宿小体育館)、社会体育施設(旧青柳小体育館)、社会体育施設(旧舟木小体育館)、銚田南柔剣道場、大洋体育館、大洋運動場、大洋武道館、くぬぎの森スポーツ公園、旭スポーツセンター
	レクリエーション施設・観光施設	涸沼観光センター
産業系施設	産業系施設	さんて旬菜館、農業振興センター、ふるさと見聞館
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	第一保育所、第二保育所、銚田北幼稚園、銚田幼稚園、つばさ幼稚園、旭幼稚園
保健・福祉施設	高齢福祉施設	福祉作業所(現のぞみ)、老人福祉センターともえ荘 ワークプラザ銚田、銚田市福祉事務所、いきいきプラザ幸遊館
	保健施設	ほっとパーク銚田、とっふ・さんて大洋、銚田保健センター、大洋保健センター、旭保健センター
医療施設	医療施設	巴診療所
公営住宅	公営住宅	市営住宅
供給処理施設	供給処理施設	銚田クリーンセンター、親水公園内排水路浄化施設、汚泥再生処理センターエコパーク銚田、大洋サニタリーセンター
上水道施設	上水道施設	鳥栖配水場、西台浄配水場、串挽浄水場、青山配水場、大洋配水場、大洋配水場(配水ポンプ棟)、旭浄水場
下水道施設	下水道施設	銚田水処理センター、舟木地区農業集落排水処理施設、青山地区農業集落排水処理施設、上島西部地区農業集落排水処理施設
その他	その他	巴川排水機場、徳宿駅(トイレ)、商工会無料駐車場、新銚田駅前駐車場(詰所)、新銚田駅待合室、北浦湖畔駅(トイレ)等
廃校	廃校	旧青柳小学校、旧徳宿小学、旧銚田小学校、旧諏訪小学校、旧新宮小学校、旧大竹小学校、旧串挽小学校、旧野友小学校、旧当間小学校

(銚田市公共施設等個別施設計画より抜粋)

エ. 削減目標

◆公共建築物の保有量(延床面積)を今後40年間で30%削減する目標を掲げています。
(平成28年度からの40年間)



(銚田市公共施設等個別施設計画より抜粋)

※第1期 令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度) 10年間
第2期 令和13年度(2031年度)～令和22年度(2040年度) 10年間
第3期 令和23年度(2041年度)～令和37年度(2055年度) 15年間

オ. 公共施設等適正配置の基本方針

方針1 まちづくりとの整合

- 1-1 施設の機能や利用圏域を考慮して、バランスのよい配置を目指します。また、上位計画等の位置づけなど将来まちづくりの方向性を総合的に評価し、適正配置の方向性を検討します。

方針2 公共施設等のスリム化

- 2-1 施設の老朽化が著しい施設や需要が低い施設等については、1つ1つの施設の「市民サービス」について、将来人口や市民ニーズ等を踏まえ、施設の再編(集約化、複合化、転用、廃止等)を検討し、施設の適正規模を目指すとともに、施設総量の削減を目指します。
- 2-2 閉校をはじめとした遊休施設を積極的に有効活用し、コスト抑制や効率化を図ります。
- 2-3 全ての公共サービスを公共施設等で賄うのではなく、民間施設の活用も検討しつつ、市民や地域団体等による施設管理等、市民参加による施設の維持管理・運営を促進していきます。
- 2-4 新たに施設を整備する場合は、施設総量の削減を考慮するとともに、賑わいの創出に寄与する複合施設を検討します。

方針3 建物の長期利用の促進

- 3-1 今後も「市民サービス」を提供する施設については、長寿命化等の基本方針に基づき、予防保全を実施する施設、事後保全を基本とする施設に分類し、それぞれ適切に保全を行い、長期利用によりトータルコストの縮減と費用負担の平準化を図ります。

方針4 市民サービスの維持向上

- 4-1 公共施設等に関する市民アンケート調査による市民意向に留意しつつ、施設ありきではなく類似した機能を有する施設を統合的に捉え、分野が異なる施設についても機能面からの複合化等のメリットを踏まえ、市民ニーズに応えられるよう施設のあり方を検討します。

カ. 長寿命化の方針

方針1 選択と集中による長寿命化の推進

構造躯体の劣化が著しい場合や改築した場合と比較して長寿命化の費用対効果が低い場合、政策的な判断により長寿命化をしない場合等を除き、原則として長寿命化を図ります。また、用途を廃止する公共施設等であっても、建築物自体の劣化が少なく、費用対効果が高いと考えられる場合は、用途転換を検討し、建築物の有効活用を図ります。

方針2 安定性と安全性の確保

劣化状況調査や日常点検、定期点検等を行い、それらを踏まえて必要となる修繕や更新等を実施することにより、突発的な故障や不具合等を未然に防止し、安定した使用、安全の確保のための予防保全に取り組みます。

方針3 建築物の機能向上と環境負荷の低減

定期的な修繕、計画的な更新等を行い、建築物の耐久性を確保するとともに、新たに要求される性能を満たし、住民が利用しやすい施設を目指すとともに、建築物の省エネルギー化や自然エネルギーの導入等により環境負荷の低減を図ります。

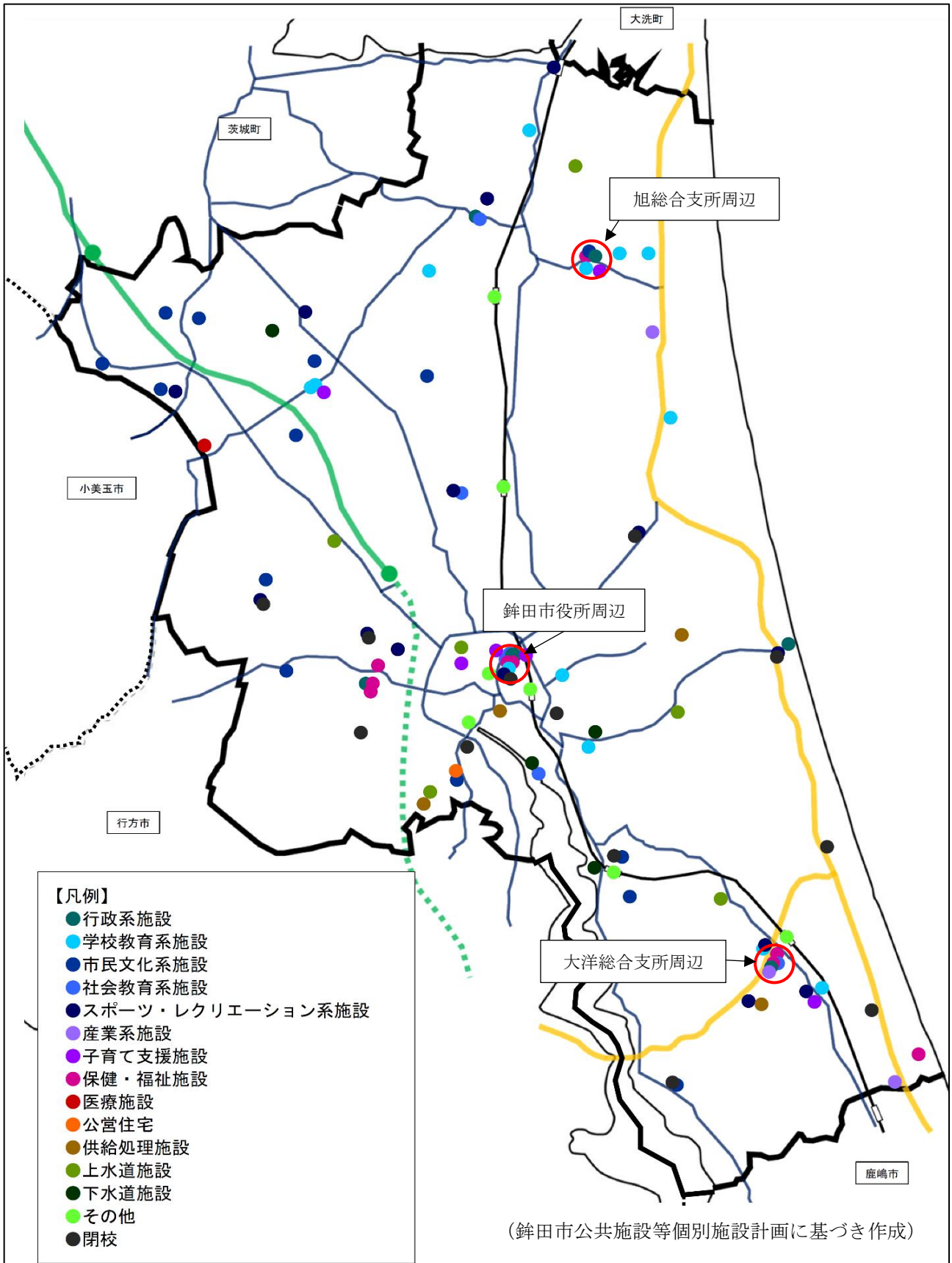
方針4 財政負担の低減・平準化

施設の劣化の状況を的確に把握し、優先順位を定め、計画的かつ効率的な修繕や更新等を実施することで、修繕・更新等費用の低減及び平準化を図ります。

(2) 公共施設の配置状況

銚田市にある公共施設は、下図のように配置されています。

銚田市役所本庁舎、旭総合支所、大洋総合支所の周辺に一定の施設が隣接していますが、多くの施設は市内各地に点在しています。



(3) 公共施設の課題

公共施設の課題については、公共施設等個別施設計画から一部抜粋して、記載します。

人口、財政、公共施設等の現状や将来の見通しなどを踏まえると、以下のような課題が挙げられます。

課題1 需要変化への対応

本市の総人口は、これまで右肩上がりが増加していましたが、今後は減少する見通しです。このような人口減少及び少子高齢化により人口構造の変化に伴い、市民ニーズの量と質の変化が見込まれる中で、本市が所有する各種施設について、改めて公共関与の必要性や妥当性を精査し、民間等による機能の代替可能性を検討する一方、行政需要への的確な対応に向け、施設が有する機能等を最適化するとともに、施設の規模や配置などの適正化を図ることが課題になっています。

課題2 公共施設等の老朽化や機能低下への対応

本市の公共施設については、令和元年度調査時点において、築後40年以上50年未満の施設が延床面積全体の32%を占め、築後30年以上40年未満の施設についても23.7%となっており、これらの施設が全体の過半を占めています。昭和40年代から60年代にかけて、増加する人口と行政需要に対応するため、多くの公共施設を整備してきましたが、築後30年以上が経過し、一斉に更新時期を迎えようとしているため、対応していく必要があります。

つまり、今後は建築後30年以上経過している建築物を中心として、需要や劣化状況等を考慮しながら、改築、長寿命化改修等を検討・実施していき、建築物の長期利用や更新等の時期及び費用の平準化を図る必要があります。

課題3 機能が重複する公共施設等への対応

1町2村合併で誕生した本市は、合併前の段階において、各自治体がフルセットによる施設整備を進めてきたこともあり、類似施設がいくつも存在する一方、施設の種別によっては、配置に偏りがあるなど不均衡な状況がある中、こうした状況を踏まえ、施設の目的と利用圏域（施設を使用する利用者のエリア）の視点からの整理とともに、地域バランスを考慮した配置をいかに進めていくかが課題になっています。

第2 上位関連計画での位置づけ

1. 社会動向について

現在の社会動向については、目まぐるしいスピードで変化しています。今回は、令和3年度に策定した第2次銚田市総合計画（後期基本計画）の記載内容をもとに社会動向について列挙します。

(1) 社会の潮流

ア. SDGs

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において記載された、2030年までに達成すべき国際目標のことを言います。地方においては、「潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会」を目指し、持続可能な地域の未来を実現するための活動が求められています。

イ. カーボンニュートラル

カーボンニュートラルは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを言います。我が国では、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを、2020年10月に宣言しました。地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとされています。

ウ. Society 5.0

Society 5.0とは、社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人一人が快適で活躍できる社会を目指すことです。ICTを背景とした未来技術の発達により、IoTで全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出します。例えば、人工知能（AI）により、必要な情報が必要な時に提供され、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されることが期待されます。

エ. 自治体DX

自治体におけるDX推進の意義としては、「新たに日常の原動力として、制度や組織のあり方等をデジタル化に併せて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められている」とされています。そのために、①自ら担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、②デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが求められています。

(2) 暮らしの潮流

ア. 人口減少・少子高齢化の進行

国政調査による我が国の総人口は、2005年(平成17年)の1億2,777万人をピークに減少に転じ、2020年(令和2年)の国政調査では、1億2,614万6,000人となっています。また、国立社会保障人口問題研究所の推計(令和5年)では、今後も人口減少が続くとされ、2050年(令和32年)には1億468万6,000人(2020年比17%減)になると見込まれています。さらに、人口減少と併せて少子高齢化が進行しており、年少人口、生産年齢人口の減少と、高齢化率の上昇が顕著になっています。これらの傾向は今後も続くと考えられ、地域経済の衰退や財政負担の増加等の影響を及ぼすことが懸念されます。

	2020年(令和2年)		2050年(令和32年)
総人口	1億2,614万6,000人	⇒	1億468万6,000人
年少人口	1,503万1,000人	⇒	1,040万6,000人
(総人口に占める割合)	11.9%		9.9%
生産年齢人口	7,508万7,000人	⇒	5,540万2,000人
(総人口に占める割合)	59.5%		52.9%
老年人口	3,602万6,000人	⇒	3,887万8,000人
(総人口に占める割合)	28.6%		37.1%

出典:国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)

イ. 若い世代や子育て世代に対する支援の必要性

少子化の要因として、非正規雇用の増加、給与所得の減少、晩婚化、さらには子育て費用の増加等が挙げられており、若い世代や子育て世代が、夢と希望を持って生活できる社会づくりに向け、就業や結婚、子育て等、多面的な分野での支援が必要となっています。

ウ. 安全・安心に対する関心の高まり

近年、気候変動による災害リスクに対する関心が高まっています。また、我が国は2011年(平成23年)に発生した東日本大震災等、地震災害に対するリスクも有しており、このような災害に対する防災・減災や迅速な復旧・復興を実現するための取り組みが求められています。一方、日常生活においても、地域コミュニティの希薄化・高齢化が進む中で、交通事故や犯罪の防止といった取り組みも求められており、日常生活の様々な面で安全・安心の確保が強く求められています。

エ. 暮らし方に対する意識の多様化

人々の暮らしの中で、家族観や結婚観、職業観などが多様化しています。また、核家族や共働き世帯の増加による保育ニーズの高まりもみられ、居住地の選定、住宅の所有意識や様式等に変化をもたらしています。また、人種・性別・嗜好・価値観・信仰等の多様性を理解し受け入れることが求められ、国際化やダイバーシティへの対応も必要となっています。

オ. 生活圏域の広域化と行政の広域化

私たちの生活は、デジタル化や自動車利用により、市町村という枠組みを超えた行動圏が形成されており、自市町村への依存が低下しています。一方で、行政では、人口減少が見込まれる中で、持続可能な地域づくりの視点として、広域化が重要なキーワードになっており、この2つの広域化に対応した拠点づくりが求められます。(=暮らしを支える拠点づくりが必要)

カ. 地域の継承に対する問題の顕在

少子高齢化や人口減少が進む中で、古くから形成されてきた地域コミュニティや歴史・文化等の継承も課題になりつつあります。古くからの集落やコミュニティは、地域の産業や環境を維持するために重要な要素であり、このような地域の変化に関心を持つ必要があります。

キ. 社会資本の老朽化

高度経済成長期に多く整備された道路、橋りょう、公園、下水道などの社会資本が一斉に更新時期を迎えつつあり、これらへの対応が必要となっています。また、人口減少や少子化による公共施設の統廃合も必要となっており、統合や跡地の利活用に関する対応が必要となっています。

2. 上位関連計画との整合性について

新庁舎・公共施設等整備基本構想の策定にあたっては、まちづくりの基本となる総合計画をはじめ、市の様々な計画との整合性を図りながら検討を進めていく必要があります。

(1) 第2次銚田市総合計画後期基本計画（令和3年度策定）

ア. 計画内容

総合計画は、本市が目指す将来像と将来の目標を明らかにする行政運営の指針となるものであり、まちづくりを進める上での最上位計画です。

第2次銚田市総合計画後期基本計画については、第2次銚田市総合計画の計画期間(平成29年度から令和8年度)のうち、令和4年度から令和8年度までの5年間について計画しています。

イ. 本事業に関する記載内容

第2次銚田市総合計画後期基本計画において以下のとおり定めています。(P.122)

○市役所庁舎については、銚田市公共施設等個別施設計画に沿った、建替えも視野に入れた集約化・複合化を検討します。

(2) 銚田市都市計画マスタープラン（平成21年度策定、令和3年度中間見直し）

ア. 計画内容

都市計画マスタープランは、都市の将来のあるべき姿や、都市づくりの方向性について示す計画です。

銚田市都市計画マスタープランについては、平成22年度から令和12年度までの計画となっており、令和3年度に中間年次における見直しを行っています。

イ. 本事業に関する記載内容

銚田市都市計画マスタープランにおいて以下のとおり定めています。(P. 42)

○現在の市役所は耐震化を図ったものの建物の老朽化等が進行しており、より日常の利便性や災害時の安全性を一層向上させるため、改築・移転整備等について検討を行います。

(3) 銚田市公共施設等総合管理計画（平成28年度策定、令和4年度改訂）

ア. 計画内容

総合管理計画は、更新・統廃合・長寿命化などの公共施設等の管理に関する基本的な方向性について示す計画です。

銚田市公共施設等総合管理計画については、平成28年度から令和37年度までの計画となっており、令和4年度に国の指針に基づき改訂を行っています。

イ. 本事業に関する記載内容

銚田市公共施設等総合管理計画において以下のとおり定めています。(P. 40)

○市役所については、老朽化対策に加え、バリアフリー化など現在の社会的要求水準への対応が必要であるため、分散している関連施設を集約した新庁舎建設を検討し、今後も安全・安心で質の高い行政サービスを継続提供するとともに、災害時の「防災拠点」としての機能を確保する。

(4) 銚田市公共施設等個別施設計画（令和2年度策定）

ア. 計画内容

個別施設計画は、総合管理計画に基づき、個別施設ごとの方向性やあり方、中長期的な視点に立った施設の適正化などについて示す計画です。

銚田市公共施設等個別施設計画については、令和3年度から令和37年度までの計画となっており、現在は第1期(令和3年度から令和12年度)の計画期間となっています。

イ. 本事業に関する記載内容

銚田市公共施設等個別施設計画において以下のとおり定めています。(P. 41)

○「銚田市役所」、「銚田市役所付属庁舎」については、老朽化が進行しており、建て替えを含めて検討していきます。

第3 新庁舎整備の必要性

1. 新庁舎整備の必要性について

(1) 建物の安全性の確保

○経年等による老朽化（＝建て替え以外の方法は困難）

- ・床の剥がれや歪み、窓枠・扉の歪み
- ・標準使用年数（60年）への対応

○耐震安全性（＝建て替え以外の方法は困難）

- ・コンクリートの圧縮強度の不足（推計）
- ・構造耐震指標（I_s値）のI類の確保

⇒防災拠点としての機能面の強化を図ることが必要

(2) 市民サービスの向上

○利用者の窓口等利便性（＝物理的な問題であり、現庁舎では対応は困難）

- ・窓口の分散による利便性の低さ
- ・窓口や待合スペースの不足
- ・個別相談スペース等の不足

○ユニバーサルデザインの対応（＝物理的な問題であり、現庁舎では全面的な対応は困難）

- ・通路の段差及び狭隘
- ・各課案内表示等のユニバーサルデザイン未対応
- ・授乳室等の不足

⇒利用しやすい環境整備について大幅な改善が必要

(3) 執務環境の向上

○通信設備等の対応（＝経費的な問題であるが、現庁舎での整備の費用対効果が課題）

- ・OA床も未対応
- ・情報化（デジタル化）の進展への対応

○事務作業の効率化（＝経費的な問題であるが、現庁舎での整備の費用対効果が課題）

- ・事務スペース、会議スペースの不足（狭隘）
- ・セキュリティへの対応の不足
- ・本庁舎機能の分散

⇒事務効率化のための環境整備について改善が必要

(4) その他

○庁舎整備については、原則充当できる財源（国県補助金など）がないため、約3分の2が国から交付される合併特例債を活用することが望ましい。

○今後、老朽化の進行により、維持管理費がさらに増加する可能性が高い。

◆新庁舎整備の必要性（妥当性）について協議

2. 新庁舎整備にあたっての考え方

(1) 市の方針

【令和5年7月3日庁議決定内容】

- ・新庁舎の整備を進めること
- ・新庁舎整備完了の目途を令和12年度とすること
- ・新庁舎整備にあたっては本市の新たなまちづくりの形成を目指すこと
- ・新庁舎整備については市の最優先事項として全庁を挙げて推進を図ること

※庁議・・・市の重要事項の決定機関

市長・副市長・教育長

政策企画部長・総務部長・環境経済部長・建設部長・福祉保健部長・

福祉事務局長・上下水道部長・会計管理者・教育部長・議会事務局長・

農業委員会事務局長

(2) 新庁舎の整備の考え方

- 「建物の安全性の確保」、「市民サービスの向上」、「執務環境の向上」を図るため、新庁舎の整備を行う。
- 新庁舎整備は、今回の公共施設等の一体整備の核となる施設に位置付ける。
- 新庁舎整備は、今回の公共施設等の一体整備において、他の公共施設との調整を十分図り、さらに相互利用による経費面及び利便性の相乗効果を図る。

※公共施設の一斉整備の必要性については、次回会議で協議します。